

# 特集

- 特集1 大規模林野火災への対応
- 特集2 近年の大規模災害等への対応
- 特集3 緊急消防援助隊の充実強化
- 特集4 マイナ救急の全国展開をはじめとする  
救急体制の確保・充実
- 特集5 消防団を中心とした地域防災力の充実強化
- 特集6 国民保護施策の推進
- 特集7 消防分野におけるDX・新技術の活用の推進



## 特集①

## 大規模林野火災への対応

## 1 岩手県大船渡市における林野火災への対応

## ■(1) 災害の概要

## ア 火災の概要

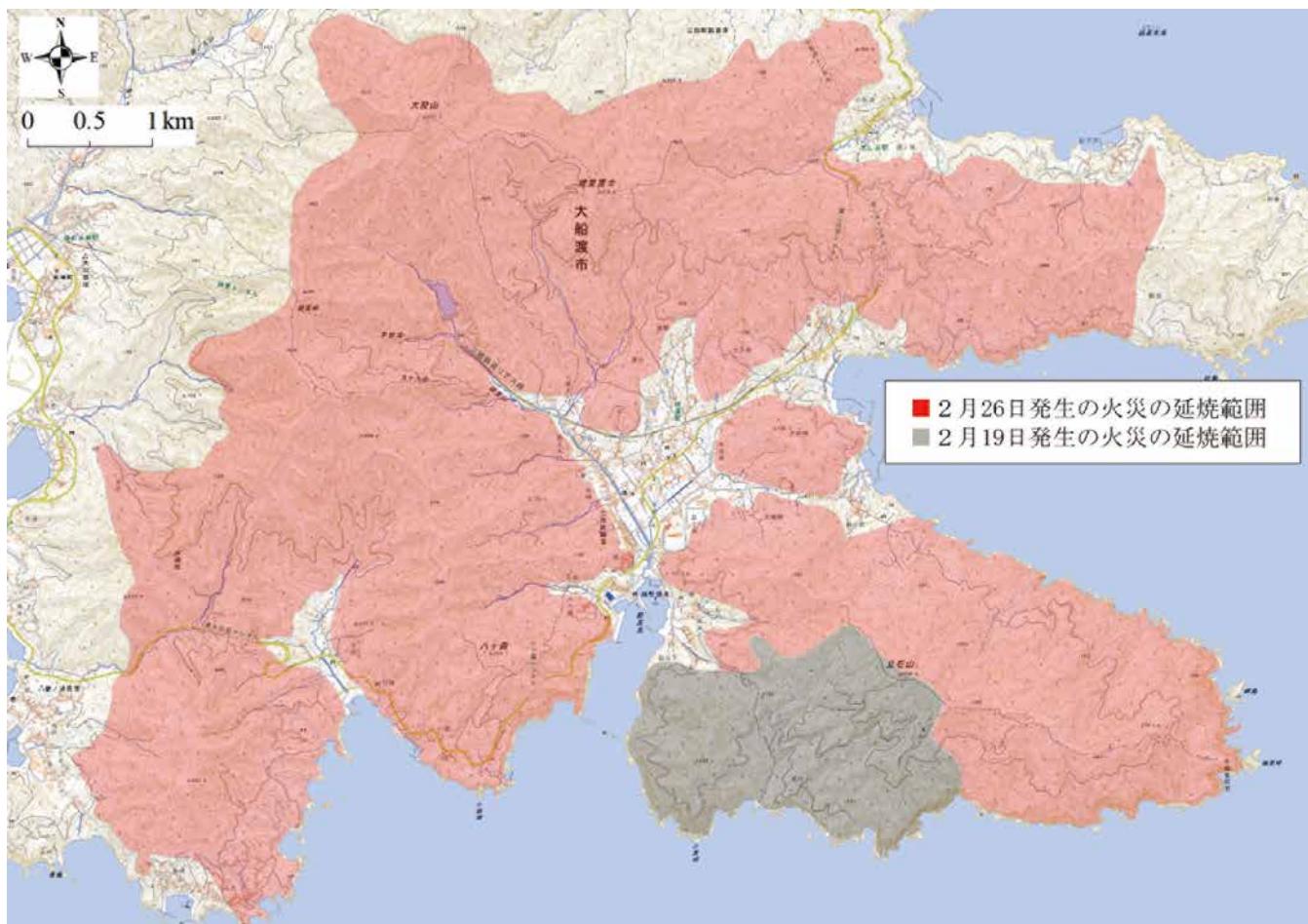
令和7年2月26日13時02分（覚知）に岩手県大船渡市赤崎町字合足地内で発生した林野火災<sup>\*1</sup>は、火災発生当初に複数地域での延焼が見られたことから、大船渡地区消防組合消防本部及び大船渡市消防団並びに岩手県内消防応援部隊が消火活動等を実施するとともに、消防力の不足を早期に判断し、速やかに緊急消防援助隊の応援要請及び自衛隊に対する

災害派遣要請が実施された。

この結果、ヘリコプターによる空中消火や市街地延焼を阻止するための地上からの消火活動等が、地元消防本部を含めた1日当たり最大で2,100人規模で昼夜を通じて実施され、3月9日17時00分に鎮圧、4月7日17時30分に鎮火した。

本火災はそれまでの記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、地形等の影響により急激に拡大し、最終的には約3,370haが焼損する我が国の林野火災としては昭和39年以降最大、約60年ぶりの記録的な大規模なものとなった（特集1-1図）。

特集1-1図 岩手県大船渡市における林野火災による延焼範囲  
(地理院タイル（標準地図）を加工して作成)



\*1 大船渡市では、本火災の直前に別の2件の林野火災（2月19日大船渡市三陸町綾里地内で発生し約324haを焼損した火災、2月25日に陸前高田市小友町地内で発生後に大船渡市内に延焼し両市計約8haを焼損した火災）が発生している。

## イ 気象の状況

大船渡市では、2月13日頃から一日の最小湿度が35%前後の空気が乾燥した状態が継続し、同月18日からは乾燥注意報の発表が続いていた。また、2月の月降水量は2.5mmで、大船渡市の2月の記録としては観測史上最も少なく、特に出火の直前8日間は0.5mm以上の降水が観測されなかった。

出火した後も0.5mm以上の降水がなく、3月5日から3月6日にかけて、東北地方に接近した低気圧や前線の影響で、2日間の総降水量が27.5mmのまとまった雨や雪が降るまでの間、乾燥した状態が続いた。

また、2月26日の朝には岩手県全域を対象に強風注意報も発表されており、大船渡市の最大風速は8.3m/s（風向・北西）、最大瞬間風速は18.1m/s（風向・北西）に達した。

## ウ 出火原因

出火箇所は最初に火炎が確認された付近の建物の敷地と山林の境界付近に存する焼損の著しい切り株付近であると考えられるが、具体的な発火源、出火に至る経過及び着火物の特定には至らなかった。

## ►(2) 火災による被害状況

この火災により、死者1人、住家90棟（うち全焼54棟）、住家以外136棟（うち全焼121棟）の建物被害、約3,370haを焼損するなどの被害が発生した（令和7年11月4日現在）。また、避難指示は、最大時には1,896世帯4,596人に対して発令された。



大船渡市火災現場周辺の様子



緊急消防援助隊による活動の様子①

## ►(3) 政府の主な動き、消防庁の対応及び消防機関等の活動

### ア 政府の主な動き

政府においては、2月27日0時00分に情報連絡室を設置し、2月28日9時00分には官邸対策室に改組した。

2月28日に関係省庁局長級会議及び第1回関係閣僚会議が開催され、関係省庁間で被害状況等の情報が共有された。その後、3月3日及び3月7日にも会議が開催された（**特集1-1表**）。

### 特集1-1表 政府の主な動き

日 付	時 刻	会議開催等
2月27日	0時00分	情報連絡室設置
2月28日	9時00分	官邸対策室改組
2月28日	16時00分	第1回関係省庁局長級会議
2月28日	17時30分	第1回関係閣僚会議
3月 3日	16時45分	第2回関係省庁局長級会議
3月 7日	16時00分	第3回関係省庁局長級会議
3月 7日	18時05分	第2回関係閣僚会議

### イ 消防庁の対応

消防庁では、当初から情報収集を開始するとともに、2月26日14時30分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第2次応急体制）を設置し、岩手県知事から消防庁長官に対する緊急消防援助隊の応援要請を受け、同日15時34分に消防庁長官から出動の求めを行い、同時刻に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第3次応急体制）に改組した。

また、被災地との情報連絡体制をより強固なもの

とするため、2月26日に岩手県庁、大船渡市役所、大船渡地区消防組合消防本部及びヘリコプターの活動拠点である花巻空港（後に高田松原運動公園に活動場所を移動）へ、消防庁職員8人を派遣した。その後3月15日に撤収するまで現地に派遣された消防庁職員は、延べ45人となった。派遣された消防庁職員は、被害情報の収集や共有、関係機関との連絡調整の役割に加えて、消防庁現地広報員として、現地の消防職員等の活動に係る映像・画像を消防庁災害対策本部に共有し、報道機関へ提供する等の活動に従事した。

本火災については、消防法第35条の3の2に基づく消防庁長官の火災原因調査を実施した。2回の現地調査等を消防研究センターの職員が中心となって実施し、それらの調査結果を「令和7年2月26日に発生した大船渡市における林野火災に係る消防庁長官の火災原因調査報告書」として取りまとめ、7月に公表した。



岩手県内消防応援部隊による活動の様子

## ウ 消防機関等の活動

### (ア) 地元消防本部等の活動

2月26日、本火災を覚知した大船渡地区消防組合消防本部は、合足地区の住宅への延焼阻止を重点的に行なった。

また、前日の25日に陸前高田市で発生した林野火災（26日12時00分鎮圧）の対応に当たっていた岩手県内消防応援部隊及び一部の大船渡地区消防組合消防本部の隊は、覚知後速やかに火元の北東に位置する綾里地区の住宅地への延焼阻止を重点的に行なった。

これらの消火活動においては、消防水利の数が限られ、災害現場から消防水利までの距離が遠く離れていたことから、長距離のホース延長を行なったほか、岩手県内消防応援部隊の大型水槽車や民間事業者が所有するコンクリートミキサー車等を活用し、充水体制を確保することにより、継続的な活動を行なった。

行なった。

緊急消防援助隊到着後は、連携して消防防災ヘリコプターや防火水槽への補水作業、巡回警戒活動等を実施したほか、保有する背負い式消火水のうや熱画像直視装置等の資機材を活用し、残火処理を実施した。

大船渡地区消防組合消防本部は延べ1,430人、県内消防応援部隊は延べ2,090人が消火活動等に当たった。



大船渡地区消防組合消防本部による活動の様子

### (イ) 緊急消防援助隊の活動

消防庁災害対策本部では、2月26日15時34分に岩手県知事から緊急消防援助隊の応援要請を受け、同時刻、消防庁長官から宮城県と山形県に緊急消防援助隊の出動の求めを行なった。同日20時05分には、仙台市消防局の統括指揮支援隊と指揮支援隊が、それぞれ岩手県庁と大船渡地区消防組合消防本部に到着し、活動を開始した。その後も消防活動の状況に応じて順次出動の求めを行い、15都道県から緊急消防援助隊が出動、岩手県内消防応援部隊、地元消防本部も含め、1日当たり最大2,100人規模で地上及び空中の両方から消火活動等に従事した。



緊急消防援助隊による活動の様子②

陸上部隊は、市街地への延焼阻止を主眼に活動を行った。山林と市街地との間に延焼阻止線を設定して山林からの延焼を防御するとともに、安全を確保しつつ、林野内の消火活動を実施した。エリアが広いことから、最大で4つの方面に活動エリアを分け、長期ローテーションを組んで夜間を含めて活動に当たった。また、山間地における消火活動では、延焼状況の把握にドローンを活用するとともに、使用可能な消防水利が限られていたことから、海水利用型消防水利システム等を活用した遠距離送水体制を構築するなど、保有する車両・資機材を有効に活用して活動した。火災鎮圧後は、残火処理及び巡回警戒を継続し、再燃防止を図った。

航空部隊は、市街地方面への延焼阻止を主眼に、最大8機体制により空中からの消火活動を実施した。自衛隊ヘリコプターと連携し、小回りが効く消防防災ヘリコプターは主に住宅に近い地域、大型で散水量の多い自衛隊ヘリコプターは主に火勢の強い林野内を担当するなど役割分担し、連続的な散水を行った。また、機体に搭載したカメラを用い、上空からの情報収集活動及び熱源探査を実施した。

陸上部隊は3月19日まで、航空部隊は4月7日まで活動を継続した。緊急消防援助隊としては、2月26日から4月7日までの41日間にわたって延べ7,618隊、2万8,225人及び消防防災ヘリコプター10機が活動し、林野火災対応としては最大規模になった（**特集1-2表**）。

**特集1-2表 緊急消防援助隊の活動実績**

被災県	部隊別	活動期間	応援県等
岩手県	陸上	統括指揮支援隊	2月26日～3月19日 計22日間 仙台市消防局
		指揮支援隊	2月26日～3月19日 計22日間 仙台市消防局
			2月27日～3月10日 計12日間 東京消防庁
			2月27日～3月13日 計15日間 新潟市消防局
		都道府県大隊	3月3日～3月13日 計11日間 横浜市消防局
	航空		2月26日～3月19日 計22日間 青森県、宮城県、秋田県
			2月26日～3月16日 計19日間 山形県、福島県
			2月27日～3月10日 計12日間 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、新潟県
			3月3日～3月13日 計11日間 神奈川県
		航空指揮支援隊	2月26日～3月11日 計14日間 青森県
	航空後方支援小隊		3月1日～3月10日 計10日間 埼玉県
			3月5日～3月10日 計6日間 静岡県（静岡市消防局）
		航空小隊	2月26日～4月7日 計41日間 宮城県（宮城県、仙台市消防局）、栃木県
			2月26日～3月16日 計19日間 山形県、福島県
			2月27日～3月16日 計18日間 新潟県
			3月1日～3月16日 計16日間 北海道、群馬県、神奈川県（横浜市消防局）
			3月3日～4月7日 計36日間 北海道（札幌市消防局）



緊急消防援助隊による活動の様子③

#### （ウ） 消防団の活動

大船渡市消防団は、被災した消防団員もいる中、被害状況の情報収集、避難の呼び掛けや避難誘導、消防隊と連携した消火、熱源の確認や残火の処理、夜間の見回りなど、懸命な活動を展開した（2月19日から4月7日までの間に延べ3,833人の消防団員が活動。）。

特に、消防団員から大船渡市の防災部局に提供されたSNS画像・映像は、大船渡市の地域住民に対する迅速な避難指示の発令につながった。また、現場の状況に応じた自然水利の活用や中継送水への迅速な対応、早期の退避判断による安全確保といった対応においては、地域に根ざした経験や、過去の火災を教訓に平時に実施している訓練が活かされた。



大船渡市消防団による消火活動の様子

## (工) 自衛隊の対応

2月26日に岩手県は自衛隊に消火活動に係る災害派遣要請を行い、2月27日から3月14日までの間、ヘリコプター部隊（最大時11機体制）が648万リットル（1,296回）の散水を行った。



今治市火災現場周辺の様子

## 2 愛媛県今治市における林野火災への対応

### ■(1) 災害の概要

令和7年3月23日15時53分（覚知）に愛媛県今治市長沢で発生した林野火災は、今治市消防本部が消火活動等を実施したが、出火当時は乾燥注意報が発表されていたこともあり、急激に延焼し、その後も火炎が強風にあおられるなどにより延焼が拡大したため、同日に相互応援協定に基づく航空部隊の応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請、翌24日には愛媛県内消防応援部隊の応援要請、25日には緊急消防援助隊の応援要請が実施された。

この結果、ヘリコプターによる空中消火や地上からの消火活動等が、地元消防本部を含めた1日当たり最大で1,000人規模で昼夜を通じて実施され、3月31日11時00分に鎮圧、4月14日15時00分に鎮火した（特集1-2図）。

特集1-2図 愛媛県今治市における林野火災による延焼範囲  
(地理院タイル（標準地図）を加工して作成)



### ►(2) 火災による被害状況

この火災は今治市から隣接の西条市にも延焼し、両市合わせて負傷者4人、住家5棟、非住家22棟の建物被害、481.6haを焼損するなどの被害が発生した（令和7年11月20日現在）。また、避難指示は、最大時には今治市3,056世帯5,988人、西条市792世帯1,506人の計3,848世帯7,494人に対して発令された。

### ►(3) 政府の主な動き、消防庁の対応及び消防機関等の活動

#### ア 政府の主な動き

政府においては、3月24日9時00分に情報連絡室を設置し、3月26日9時00分に官邸対策室に改組した。

#### イ 消防庁の対応

消防庁では、当初から情報収集を開始するとともに、3月23日20時40分に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第2次応急体制）を設置し、愛媛県知事から消防庁長官に対する緊急消防援助隊の応援要請を受け、3月25日17時10分に消防庁長官から出動の求めを行い、同時刻に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第3次応急体制）に改組した。

また、被災地との情報連絡体制をより強固なものとするため、3月25日に愛媛県庁、今治市役所及び今治市消防本部へ消防庁職員7人を派遣した。その後3月31日に撤収するまで現地に派遣された消防庁職員は、延べ9人となった。

#### ウ 消防機関等の活動

##### （ア）地元消防本部等の活動

3月23日、本火災を覚知した今治市消防本部は、山麓部にある消火栓から水利を確保し、消火活動を行った。その後、東側に延焼拡大したため、消防隊を増隊して火元を東西で挟み込む態勢をとって活動を行った。

24日には、火元から南側に位置する世田山及び笠松山方向へ延焼拡大し、さらに、北側に飛び火を確認したため、部隊を増隊して、広範な林野内にある複数の火点に対して消火活動等を行った。

25日からは強風により更に延焼拡大したが、愛媛県消防広域相互応援協定に基づく県内からの消防隊の応援を得て、さらに、緊急消防援助隊を要請し、

特に住宅地への延焼阻止を重点的に行った。

3月24日には隣接の西条市にも一部が延焼し、西条市消防本部が消火活動等に当たった。

今治市消防本部は延べ564人、西条市消防本部は延べ448人、県内消防応援部隊は延べ964人が消火活動等に当たった。



今治市における林野火災の様子

##### （イ）緊急消防援助隊の活動

消防庁災害対策本部では、3月25日17時10分に愛媛県知事から緊急消防援助隊の応援要請を受け、同時刻、消防庁長官から広島県、香川県及び徳島県に、緊急消防援助隊の出動の求めを行った。同日20時13分には、広島市消防局の統括指揮支援隊が今治市消防本部に到着し、活動を開始した。その後も消防活動の状況に応じて順次出動の求めを行い、8府県から緊急消防援助隊が出動、地元消防本部、消防団等も含め、1日当たり最大1,000人規模で陸上及び空中の両方から消火活動等に従事した。



緊急消防援助隊による活動の様子①

陸上部隊は3月31日まで、航空部隊は4月10日まで活動を継続した。緊急消防援助隊としては、3月25日から4月10日までの17日間にわたって延べ636隊、2,301人及び消防防災ヘリコプター6機が消火活動等に従事した。



緊急消防援助隊による活動の様子②

## (工) 自衛隊の対応

3月23日に愛媛県は自衛隊に消火活動に係る災害派遣要請を行い、3月24日から3月31日までの間、ヘリコプター部隊（最大時7機体制）が168万リットル（336回）の散水を行った。

## (ウ) 消防団の活動

今治市消防団及び西条市消防団は、被災した消防団員もいる中、松山市消防団の応援を受けながら、被害状況の情報収集、避難の呼び掛け、消防隊と連携した消火、残火の処理、夜間の見回り、入山規制など、懸命な活動を展開した（3月23日から4月5日までの間に延べ2,808人の消防団員が活動。）。



今治市消防団による消火活動の様子

### 3 岡山県岡山市における林野火災への対応

#### ►(1) 災害の概要

令和7年3月23日15時02分（覚知）に岡山県岡山市南区飽浦の貝殻山で発生した林野火災は、岡山市消防局が消火活動等を実施したが、それまでの数日間晴天が続いていたこと、強風が吹いていたこともあり、急激に延焼拡大し、同日に岡山県内消防応援部隊の応援要請、航空部隊の広域航空消防応援要請及び自衛隊に対する災害派遣要請が実施された。

この結果、ヘリコプターによる空中消火や地上からの消火活動等が、地元消防本部を含めた1日当たり最大で550人規模で実施され、3月28日12時00分に鎮圧、4月11日12時00分に鎮火した（特集1-3図）。

#### ►(2) 火災による被害状況

この火災は岡山市から隣接の玉野市にも延焼し、岡山市で非住家6棟の建物被害、両市合わせて486haを焼損するなどの被害が発生した（令和7年11月20日現在）。また、避難指示は、鎮圧までに岡山市1,030世帯2,039人、玉野市464世帯987人の計1,494世帯3,026人に対して発令された。



岡山市火災現場周辺の様子

#### ►(3) 政府の主な動き、消防庁の対応及び消防機関等の活動

##### ア 政府の主な動き

政府においては、3月24日9時00分に情報連絡室を設置し、3月26日9時00分に官邸対策室に改組した。

##### イ 消防庁の対応

消防庁では、当初から情報収集を開始するとともに、3月23日20時45分に消防庁国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第2次応急体制）を設置し、3月26日9時00分に政府において官邸対策室に改組されたことを踏まえ、同時刻に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部（第3次応急体制）に改組した。

特集1-3図 岡山県岡山市における林野火災による延焼範囲（地理院タイル（標準地図）を加工して作成）



## ウ 消防機関等の活動

### (ア) 地元消防本部等の活動

3月23日、本火災を覚知した岡山市消防局は、火災現場西側の消火栓から水利を確保し、消火活動を行った。その後、強風によって急速に延焼拡大したため、消防隊を増隊して活動を行った。

24日には、岡山県と県内市町村との消防広域応援協定に基づく県内からの消防隊の応援を得て、部隊を増隊したが、25日午後には、風速15m/sを超える強風により更に東方向へ急速に延焼拡大したため、一層部隊を増隊し、広大な延焼範囲を包囲する体制を整え、住宅地への延焼阻止を重点的に行った。

3月24日には隣接の玉野市にも一部が延焼し、玉野市消防本部等が消火活動等に当たった。

岡山市消防局は延べ2,503人、玉野市消防本部は延べ273人、県内消防応援部隊は延べ564人が消火活動等に当たった。



岡山市消防局による消火活動の様子

### (イ) 広域航空消防応援の活動

消防庁では、岡山県知事から「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援の要請を受け、3月23日18時30分、兵庫県（神戸市）及び香川県に対し空中消火活動の要請を行った。24日17時00分には、鳥取県に対して空中消火活動の要請を行い、1日当たり最大4機体制で空中から消火活動に従事した。

## (ウ) 消防団の活動

岡山市消防団及び玉野市消防団は、消防隊と連携した消火、残火の処理、夜間の見回りなど、懸命な活動を展開した（3月23日から4月11までの間に延べ2,948人の消防団員が活動。）。



岡山市消防団による消火活動の様子

### (エ) 自衛隊の対応

3月23日に岡山県は自衛隊に消火活動に係る災害派遣要請を行い、3月24日から3月28日までの間、ヘリコプター部隊（最大時7機体制）が288万リットル（585回）の散水を行った。

## 4 火災の検証と今後の対応

消防庁では、岩手県大船渡市における林野火災を踏まえ、令和7年4月11日から6回にわたり林野庁と共同で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下、本特集において「検討会」という。）を開催した。検討会では、原因調査の結果等を踏まえ、林野火災の予防を目的とした林野火災注意報の創設など林野火災における予防・警報のあり方、緊急消防援助隊を含めた常備消防や消防団の体制強化、林野火災における住民避難、消火薬剤の効果的な活用など大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発、災害復旧・二次災害の防止活動について検討を行い、今後の消防防災対策のあり方を報告書として取りまとめた。

また、緊急消防援助隊の一連の活動等を検証し、今後の迅速かつ的確な運用を図るために「岩手県大船渡市林野火災における緊急消防援助隊の活動に関する検討会」を開催し、受援側、応援側それぞれの観点から緊急消防援助隊の活動上の奏功事例と課題の共有を行い、対応策について議論を行った。

これらを踏まえて、消防庁では、令和7年8月に「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和7年8月29日消防庁次長通知）を発出し、各地方公共団体における消防防災力の強化に向けた推進事項を周知した。

検討会等における検証により得られた課題と消防庁及び林野庁における今後の対応策は以下のとおりである。

### ►(1) 林野火災における予防・警報のあり方

#### ア 検証から得られた課題

令和7年2月26日に岩手県大船渡市赤崎町字合足地内で発生した林野火災は、それまでの記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、地形等の影響により急激に拡大し、消防本部の覚知から約2時間で延焼範囲は600ha以上にも達し、最終的には約3,370haとなる我が国の林野火災としては昭和39年以降最大、約60年ぶりの記録的な大規模なものとなつた。

林野火災は発生原因の大半が人為的な要因によるものであることも踏まえ、たき火や火入れの把握、林野火災の予防上危険な気象状況になった際の周知や火の取扱いへの注意喚起などを通じた林野火災予

防の実効性の向上を図る必要がある。

また、広報・啓発の対象に応じた効果的な手法を用いた危険性が高まる時季における戦略的かつ幅広い広報・啓発活動、森林の防火機能の向上のための植栽や消火活動に資する林道整備・測位技術の普及などを通じた林野火災に強い地域づくりなどを推進する必要がある。



検討会の状況



検討会報告書手交式の様子  
(左から大沢消防庁長官、関澤座長、谷村林野庁次長)

#### イ 今後の対応策

##### (ア) 予防・警報のあり方

平時においては、森林法に基づく火入れの許可制度の周知を行うとともに、たき火の届出制度を火災予防条例（例）に明確に位置付けることなどを通じて、各消防本部におけるたき火や火入れの実施の把握や、これらを行う者に対する防火指導（場合によっては消防法第3条に基づく措置等）の強化を促進する。

実際に林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、平時からの取組に加えて、気象庁が火災気象通報を発出するとともに、段階に応じて、各市町

村による注意喚起等の仕組みとして創設する林野火災注意報や、消防法に基づく火災警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報の的確な発令を通じ防火指導の強化や火の使用制限の徹底を促進する。

#### (イ) 林野火災に係る広報・啓発の強化

例年3月1日から7日まで消防庁と林野庁の主唱により実施される全国山火事予防運動の機会のほか、その地方において林野火災の危険性が高まる季節における戦略的かつ幅広い広報・啓発活動を促進する。

消防団を含む消防機関だけでなく、防災担当部局、林務担当部局、廃棄物処理担当部局等幅広い部局や、自主防災組織、女性防火クラブ等の住民や事業者等が主体となる活動を促進する。

また、林野庁と共同で政府広報やSNS等を活用し、火の取扱いや不始末による出火の危険性・初期消火準備の必要性を周知するなど林野火災予防の広報を引き続き実施していく。

#### (ウ) 林野火災に強い地域づくり

火災の被害が居住地にも及ぶ、森林と住宅地にまたがるWUI(Wildland Urban Interface)火災と言われる状況が見られたことを踏まえ、建物の防火対策の推進や空地の確保などのまちづくりにおける事前対策、飛び火を考慮した消防計画など林野に近接する居住地域に視点を置いた対応を推進していく。

また、森林内においては延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動に必要な林道等の整備等を推進する。

### ■(2) 林野火災に対応できる消防体制のあり方

#### ア 検証から得られた課題

岩手県大船渡市における林野火災では、速やかな応援要請が行われ、適切な消防力を確保するとともに、方面別に担当部隊を明確化、地上部隊と航空部隊において共通のグリッド図を活用するなど部隊間の情報連携、延焼阻止線を設定した活動等により円滑な消防活動が行われた。

一方で、刻々と変化する延焼状況などの的確な情報把握、早期の応援要請・受援体制の確立、長期間の消火活動に必要な体制・消防水利の確保や強風下における飛び火警戒などの陸上部隊の消防活動の強

化、消火効率を高める航空部隊の運用、陸上・航空部隊間や応援部隊による地元消防本部・消防団との連携、大規模林野火災に対処できる消防団の体制強化、急激な延焼拡大に対応した速やかな避難指示等の発令・周知等による住民避難の対応などを図る必要がある。

#### イ 今後の対応策

##### (ア) 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

的確な情報把握に資する夜間も監視可能なドローン、消防水利の確保に資する自然水利を利用できる海水利用型消防水利システムや大型水槽付き放水車、山中での部隊投入に資する悪路走破性の高い林野火災対応ユニット車等の整備を推進する。

また、延焼危険の高い建物等及びその付近への予防散水等を勘案して飛び火警戒要領の見直し等を行う。



大型水槽付き放水車による放水の様子

#### (イ) 消防団の体制強化

消防隊や分団間で確実な連携を行うため、電波が届かない不感地帯にも対応した訓練等の実施や衛星通信機器も活用した情報伝達手段の充実を図る。

また、今回の林野火災では、一度消火活動を行った箇所での再燃が頻出したことを踏まえ、確実な残火処理のために必要な背負い式消火水のう等の資機材の整備を推進する。

#### (ウ) 林野火災における住民避難

個々の住民に避難情報等を伝達できるよう戸別受信機の活用や緊急速報メール、SNS、防災アプリ等を用いた災害情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。

また、平時から自主防災組織等の住民参加による

大規模林野火災に対応した避難訓練等の実施により、大規模林野火災に対する住民の防火意識の向上を図る。

### ►(3) 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

#### ア 検証から得られた課題

被害が広範囲であり、飛び火や風向きの変化による急な延焼拡大など状況の把握が難しく、対応に苦慮したことから、諸外国や消防以外の分野で使用される新技術・新装備等の活用事例を踏まえた研究推進、延焼シミュレーション技術の研究開発、消火薬剤（延焼防止剤を含む。以下同じ。）の効果的な活用などの取組を進める必要がある。

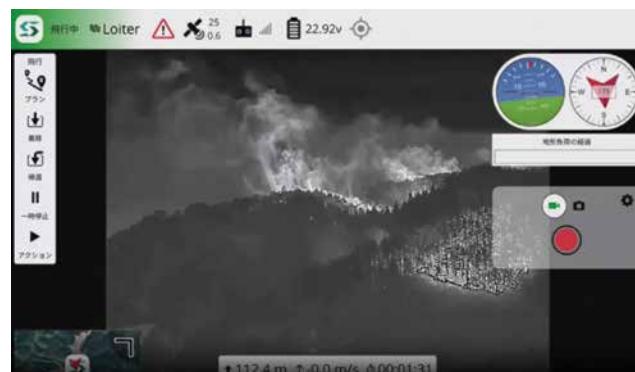
#### イ 今後の対応策

##### (ア) 新技術・新装備の研究開発の推進

ドローンによる空中消火や遠隔操作ロボットによる延焼阻止活動等、諸外国における活用事例を踏まえた林野火災対応の新技術・新装備や、林野火災が発生した場合の住家等への延焼拡大リスクを評価できる延焼シミュレーション技術、飛び火による火災発生を警戒・防御するための効果的な散水方法等の研究開発を推進する。

##### (イ) 消火薬剤の効果的な活用の検討

消火薬剤の使用は、水が限られる場合において消防活動上有効な場合もあると考えられる一方で、健康・環境への影響も考慮する必要があることから、個別の消火薬剤の有効性や健康・環境への影響に関する評価方法とともに、消火薬剤の効果的な使用方法等を示す必要がある。



赤外線カメラによる延焼範囲の確認の様子

### ►(4) 災害復旧及び二次災害の防止活動

#### ア 検証から得られた課題

被害を受けた森林について、被害状況の把握と迅速な復旧が重要であり、また、激甚災害地にあっては土砂流出等の山地災害リスクが高まるおそれがある。

#### イ 今後の対応策

復旧を進めるために必要となる森林所有者の情報の整理、広域的な連携体制の検討、災害被災木の受入可能施設の情報の整理や土砂災害等が起こり得る危険箇所の山地の荒廃状況に関する調査・点検及び治山施設の整備といった対策の適切な実施を促進する。

## 5 おわりに

消防庁においては、一連の大規模林野火災を踏まえて、林野火災における予防・警報の実効性向上、緊急消防援助隊や常備消防の更なる充実強化、消防団を中心とした地域防災力の底上げ、多様な技術の活用・開発などを通じ、全国の消防機関や地方公共団体と連携した消防防災対策の強化に一層注力していくこととしている。

## 検討会報告書の概要

## 大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書 概要

令和7年8月  
消防庁・林野庁

- 令和7年2月26日、岩手県大船渡市において発生した林野火災について消防法(第35条3の2)に基づく消防庁長官調査を実施
 

火災概要：延焼範囲：約3,370ha(昭和39年以降最大)、焼損棟数：住家90棟、住家以外136棟  
2月26日覚知、3月9日鎮圧、4月7日鎮火  
出火原因：薪ストーブの煙突の火の粉を起因として出火した可能性が相対的に高いことは認められるが、具体的な発火源等の特定には至らなかった。  
延焼要因：林野内の可燃物が乾燥していたこと（2月の月降水量が観測史上最少）と火災初期の強風（最大瞬間風速18.1m/s）により、樹冠火を伴う激しい燃焼と飛び火の発生。  
その後、リアス海岸の複雑な地形と局地的な風の影響を受け、多方面へ拡大。
- 本火災を踏まえた対策を検討するため、消防庁及び林野庁を事務局とした検討会を開催

夜間ににおける消火活動の様子  
(提供: 東京消防庁)

綾里港地区的被害状況

## 今後の消防防災対策

## 第1 林野火災における予防・警報のあり方

## 1. 予防・警報のあり方

- 林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令

	林野火災注意報	林野火災警報 (既存の消防法に基づく火災警報の制度を活用)
発令指標 (例)	前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下、または、乾燥注意報が発表 ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。	左記の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合
内容	屋外での火の使用等について注意喚起（罰則なし）	屋外での火の使用等の制限（罰則あり）

※ 各市町村において、地域の特性等に応じて発令指標に調整を加えることや、対象地域を限定することを可能とする。

- ➡ 令和7年8月29日付け消防予第383号・消防特第159号により、火災予防条例(例)を改正。
- 少雨の状況の全国的な広がりがある場合、気象庁と消防庁との合同による臨時の記者会見等を通じた注意喚起・解説を実施
- 火災予防条例(例)に、たき火を届出の対象とするよう明確化（対象となるたき火（時期や区域）については、市町村が設定可能）
- 2. 林野火災に係る広報・啓発の強化
- 政府広報やSNS等の活用により、たき火等の行為者やレジャーによる入山者等も含め広く国民に対して注意喚起
- 3. 林野火災に強い地域づくり
- 延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動に必要な林道等の整備、林野に近接する居住地域における防火対策の推進等

## 大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書 概要

令和7年8月  
消防庁・林野庁

## 今後の消防防災対策

## 第2 大規模林野火災に対応できる消防体制のあり方

## 1. 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

- 的確な情報把握のため、  
夜間の監視に対応できるドローン等を整備
- 消火水利の確保のため、  
自然水利を利用できる  
スーパーポンバーや、  
大型水槽付き放水車等  
を整備、消防防災ヘリの増強
- 山中の部隊投入のため、  
悪路走破性の高い林野火災対応ユニット車を整備



- 予防散水の実施等を勘案した飛び火警戒要領の見直し

## 2. 消防団の体制強化

- 消防団からの情報が迅速な避難指示の発令につながる等、  
初動から鎮火まで長期にわたり極めて重要な役割
- 衛星通信機器も活用した情報伝達体制の構築
- 残火処理に有効な背負い式消火水のう等の整備



## 3. 林野火災における住民避難

- 防災行政無線戸別受信機の活用やSNS等、  
災害情報伝達手段の多重化・多様化
- 自主防災組織等、住民参加による避難訓練の実施

## 第3 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

## 1. 新技術・新装備の研究開発の推進

- ドローンによる空中消火や  
遠隔操作消火ロボットによる  
延焼阻止活動等の  
技術・装備の研究開発
- 林野、市街地にまたがる火災に対応できる  
延焼シミュレーション技術の研究開発

## 2. 消火薬剤の効果的な活用の検討

- R8年の林野火災に向けて、  
散水場所が限定等される場合  
(残火処理等)の活用要領を明確化



- 空中消火を含む一般的な活用について、R9年の林野火災に向けて、個別の消火薬剤の有効性や、  
健康・環境への影響に関する評価方法等とともに、R8年中を目途に  
具現化



## 第4 災害復旧及び二次災害の防止活動

- 被災森林の迅速な復旧や土砂流出防止のための  
治山対策の適切な実施

## 特集②

## 近年の大規模災害等への対応

## 1 トカラ列島近海を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況

## ■(1) 災害の概要

令和7年6月21日から鹿児島県のトカラ列島近海で地震活動が活発化し、震度1以上を観測する地震が9月12日10時時点までに2,327回発生した。6月30日18時33分、悪石島で震度5弱の地震が発生し、7月2日4時32分、同日15時26分にも震度5弱の地震が発生した。その後、7月3日16時13分に、震度6弱を観測する地震が発生したほか、7月5日6時29分、7月6日14時01分、同日14時07分に、震度5強を観測する地震、7月7日0時12分に、震度5弱を観測する地震が発生した。

なお、この災害による人的被害は報告されていないが、住家被害は鹿児島県十島村において一部破損1棟となっている（令和7年11月14日現在）。

## ■(2) 政府の主な動き、消防庁の対応及び消防機関等の活動

## ア 政府の主な動き

政府においては、6月30日18時37分に情報連絡室を設置し、情報収集等を行った。その後、7月3日16時17分に官邸対策室へ改組し、緊急参集チームによる協議が開始され、情報集約を行うとともに、政府としての対応方針が検討された。

## イ 消防庁の対応

消防庁では、6月30日18時33分に消防庁応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置し、同日18時40分に震度5弱を観測した鹿児島県に対して、適切な対応及び被害報告を要請した。また、十島村が複数の島から構成され、常備消防が存在しない非常備団体であり、村役場が島内に存在しないことを考慮し、その後の地震に備え、十島村役場と各島の被害情報の収集体制について確認を行った。7月3日16時13分に震度6弱を観測したことを受け、同時に消防庁長官を長とする消防

庁災害対策本部（第3次応急体制）へ改組し、応急体制の強化を行うとともに、速やかに十島村に対して、適切な対応及び被害報告を要請した。

## ウ 被災自治体等の対応

鹿児島県では、7月3日に鹿児島県防災ヘリコプターが情報収集活動を実施し、避難場所及び土砂崩れの映像を官邸等に共有した。悪石島等の消防団員は、7月3日の震度6弱の地震発生後、島内を巡回し被害状況の把握や避難誘導を行った。また、その後も島に残り、島民の安否確認等を継続して行った。4日には島外避難を希望した悪石島の島民13人がフェリーで鹿児島市内に避難を行ったほか、6日以降も順次、希望者の島外避難を行った。



十島村悪石島の避難場所の様子  
(鹿児島県防災ヘリコプターから提供)

## 2 カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波による被害及び消防機関等の対応状況

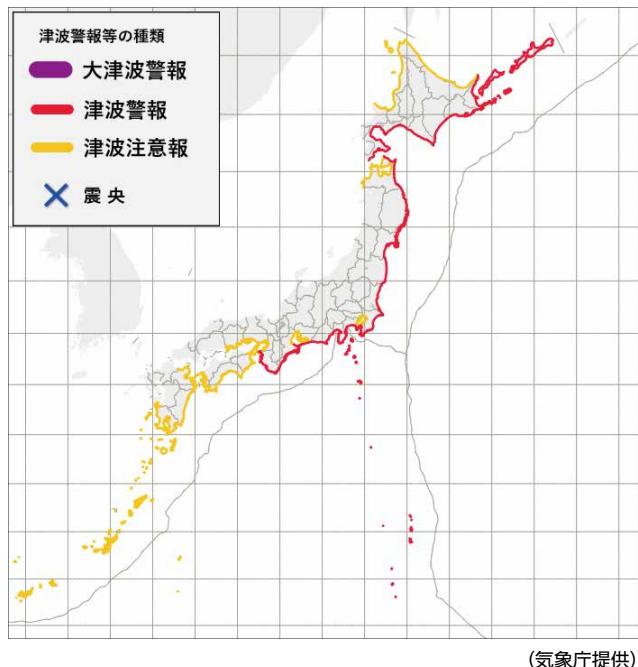
## ■(1) 災害の概要

## ア 地震及び津波の概要

令和7年7月30日8時24分にカムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード8.8の地震が発生した。気象庁が、8時37分に北海道から近畿地方の太平洋沿岸、宮崎県及び小笠原諸島に津波注意報を発表し、その後、9時40分に北海道から近畿地方の太平洋沿岸、伊豆諸島及び小笠原諸島を津波警報に切り替えるとともに、北海道日本海沿岸北部から宮古島・八重山地方にかけて広い範囲に津波注意報を発

表し、警戒を呼び掛けた。北海道から沖縄県にかけて津波を観測し、津波の高さの最大は岩手県の久慈港の141cmであった。

### 特集2-1図 津波警報等の発表状況(7月30日09時40分)発表



### イ 被害の状況

この津波により、避難中の事故や転倒など、三重県において死者1人、北海道及び宮崎県において合わせて負傷者19人の人的被害が発生した。また、この津波による住家被害は報告されていない（令和7年11月14日現在）。なお、各地の被害状況は、**特集2-1表**のとおりである。

### ■(2) 政府の主な動き、消防庁の対応及び消防機関等の活動

#### ア 政府の主な動き

政府においては、7月30日8時37分に情報連絡室を設置し、情報収集等を行った。その後、同日9時40分に官邸連絡室へ改組し、同日16時30分には関係省庁局長級会議を開催し、情報集約を行うとともに、政府としての対応方針が検討された。

### イ 消防庁の対応

消防庁では、7月30日8時37分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置した。8時42分に津波注意報が発表された地域に対し適切な対応及び被害報告を要請した。9時40分に津波警報が発表されたことを受け、同時に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第2次応急体制）に改組し、9時43分には、新たに津波警報・注意報が発表された地域に対して適切な対応及び被害報告を要請した。

また、猛暑の中、津波警報・注意報が長時間継続したことから、同日18時30分に避難者の熱中症予防対策に関する留意事項について、関係都道府県を通じて消防本部に周知した。本周知では、避難中の方が熱中症により救急搬送された場合は、消防庁への報告を要請し、同報告によると、中等症2人、軽症10人（8月4日18時30分時点）であった。

### ウ 被災自治体等の対応

津波警報又は津波注意報が発表された市町村では、順次、避難指示等を発令し、避難を呼び掛けた。最大で21都道県の200万人を超える住民に避難指示が発令された。

### 3 令和7年8月6日からの大雨等による被害及び消防機関等の対応状況

#### ■(1) 災害の概要

##### ア 気象の状況

###### (ア) 令和7年8月6日からの気象の状況

8月6日から12日にかけて、日本付近に停滞した前線や前線上の低気圧に向かって日本の南や東シナ海から暖かく湿った空気が流れ込んだため、北日本から西日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となり、各地で24時間降水量が観測史上1位を更新

### 特集2-1表 被害状況（人的・住家被害）（令和7年11月14日現在）

都道府県	人的被害						住家被害						
	死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	合計
				重傷	軽傷	小計							
人	人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟
北海道				1	17	18	18						
三重県	1						1						
宮崎県					1	1	1						
合計	1			1	18	19	20						

するなど記録的な大雨となった。

6日から7日は低気圧や前線の影響により石川県で線状降水帯が発生するなど、北陸地方で大雨となった。

8日は前線が九州付近に南下して鹿児島県で線状降水帯が発生し、大雨特別警報が発表されるなど、九州南部で大雨となった。9日から11日までは前線が九州付近に停滞して、福岡県、山口県、大分県、熊本県、長崎県で線状降水帯が繰り返し発生し、熊本県に大雨特別警報が発表されるなど、九州北部地方を中心で大雨となった。

6日から12日かけての雨量は、熊本県や福岡県では600ミリを超えたほか、その他の九州北部地方、九州南部、北陸地方、及び甲信地方でも500ミリを超える、平年の8月の月降水量の3倍以上となった地点があった。

#### (イ) 令和7年9月3日からの気象の状況

9月3日は、北日本に停滞した前線の影響で、東北地方や北陸地方を中心に大雨となった所があった。4日には日本の南で台風第15号が発生し、西日本から東日本に接近・上陸した影響で、4日は九州南部を中心に、5日は西日本から北日本の太平洋側で大雨となった。特に4日には宮崎県で、5日には静岡県と神奈川県で線状降水帯が発生し、静岡県では350ミリを超える大雨となったほか、牧之原市から吉田町にかけて風速約75m/sと推定される国内最

大級の強さの竜巻が発生した。

#### イ 被害の状況

##### (ア) 令和7年8月6日からの大雨による被害の状況

8月6日からの大雨により、熊本県上益城郡甲佐町で土砂災害が発生するなど、死者・行方不明者9人、負傷者40人の人的被害が発生した。

また、住家被害は、熊本県8,393棟、鹿児島県1,847棟など、計1万1,373棟となっている（令和7年11月14日現在）。なお、各地の被害状況は、**特集2-2表**のとおりである。

##### (イ) 令和7年9月3日からの大雨による被害の状況

9月3日からの大雨により、関東地方や東海地方、九州地方において広範囲に降雨による浸水等が発生したほか、静岡県等では突風による被害が発生した。なお、各地の被害状況は、**特集2-3表**のとおりである。

#### ■(2) 政府の主な動き、消防庁の対応及び消防機関等の活動

##### ア 政府の主な動き

##### (ア) 令和7年8月6日からの大雨に対する対応

政府においては、8月6日17時30分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、地方公共団体や国民に対し大雨への警戒を呼び

**特集2-2表 令和7年8月6日からの大雨による被害状況（人的・住家被害）（令和7年11月14日現在）**

都道府県	人的被害						住家被害						
	死者	うち 災害 関連死者	行方 不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計
				重傷	軽傷	小計							
人	人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟
北海道										5	30		35
青森県										2	3		5
秋田県										1	19	5	114
茨城県													2
栃木県												1	1
神奈川県												1	1
新潟県										3	11	5	19
富山県	1			1	1	2	3			1	15		16
石川県				1	2	3	3	1	37	20	475	5	538
京都府					2	2	2				1	1	2
島根県											1		1
広島県												5	5
山口県						1	1	1		15	22	76	3
福岡県	2				2	2	4	1		62	145	9	217
佐賀県												1	1
長崎県										2	1	3	6
熊本県	4			1	3	22	25	30	27	2,607	39	66	5,654
大分県										6	5	14	1
鹿児島県	1					5	5	6	9	14	1,002	757	65
合計	8			1	5	35	40	49	39	2,698	1,168	1,712	5,756
													11,373

特集2-3表 令和7年9月3日からの大雨による被害状況（人的・住家被害）（令和7年11月14日現在）

都道府県	人的被害						住家被害						
	死者	うち 災害関連死者	行方 不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計
				重傷	軽傷	小計							
人	人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟
北海道					3	3	3			6	19	61	86
宮城県										2	1		3
秋田県								24	10	227	3	264	
福島県									9	9			18
茨城県										3	20		23
栃木県									1	10	30		41
群馬県								2	2	32			36
千葉県										5			5
東京都	1				1	1	2			1,297	449		1,746
神奈川県								1	88	50	4	143	
新潟県					2	2	2	1		40	272	39	352
岐阜県										6			6
静岡県	1			13	75	88	89	76	321	22	191	1,749	2,359
愛知県								11	22	61	6	100	
三重県									112	155			267
京都府										1			1
大阪府										1	6		7
島根県									2	23	1	26	
広島県								1	10	24			35
長崎県									4	6			10
大分県										8			8
宮崎県					1	1	1			1	6		7
合計	2			13	82	95	97	77	360	1,627	1,565	1,914	5,543

掛けた。

8月8日5時00分に鹿児島県霧島市に大雨特別警報が発表されたことを踏まえ、同時刻に官邸連絡室に改組した。

その後、8月11日には関係省庁災害対策会議を開催し、既に判明した被害及び対応状況について関係省庁間の情報共有と今後の対応の確認を行った。

#### (イ) 令和7年9月3日からの大雨に対する対応

政府においては、9月3日16時00分に情報連絡室を設置するとともに、関係省庁災害警戒会議を開催し、地方公共団体や国民に対し大雨への警戒を呼び掛けた。

#### イ 消防庁の対応

##### (ア) 令和7年8月6日からの大雨に対する対応

消防庁においては、8月6日17時30分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置し、情報収集の強化を図るとともに、同日17時55分に都道府県及び市区町村に対し「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。その後、8月8日5時00分に鹿児島県霧島市に対して大雨特別警報が発表されたことを受

け、同時刻に国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部（第2次応急体制）に改組し、応急体制の強化を行うとともに、鹿児島県に対し適切な対応及び被害報告を要請した。さらに8月11日0時20分に熊本県玉名市、長洲町に対して大雨特別警報が発表されたことを受け、熊本県に対し適切な対応及び被害報告を要請した。被害の大きかった鹿児島県、熊本県の周辺5県のヘリコプターの応援可否の確認を行い、熊本県に対しては、必要に応じ緊急消防援助隊等を要請するよう助言した。

#### (イ) 令和7年9月3日からの大雨に対する対応

消防庁においては、9月3日16時00分に応急対策室長を長とする消防庁災害対策室（第1次応急体制）を設置し、情報収集の強化を図るとともに、同日16時25分に都道府県及び市区町村に対し「令和7年9月3日からの前線と熱帯低気圧による大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。

#### ウ 被災自治体等の対応

##### (ア) 令和7年8月6日からの大雨に対する対応

8月6日からの大雨を受け、秋田県や石川県、九州各県等の8県において災害対策本部が設置され、

16道県の被災市町村においては、緊急安全確保や避難指示を発令し、早期の避難を呼び掛けた。大雨特別警報が発表され、多数の土砂災害等が発生していた熊本県及び鹿児島県においては、防災ヘリコプターによる救助活動等を実施した。

特に、熊本県においては、県内応援隊3消防本部7隊が八代広域行政事務組合消防本部に向け出動し、活動を実施した。相互応援協定によるヘリコプターの応援を要請、長崎県、佐賀県及び鹿児島県の防災ヘリコプターが情報収集活動、孤立住民等計29人の搬送や物資支援等の救助活動を行った。



救助活動の様子  
(八代広域行政事務組合消防本部提供)



被害の状況  
(上益城消防組合消防本部提供)

### (イ) 令和7年9月3日からの大雨に対する対応

9月3日からの大雨を受け、静岡県、三重県、広島県等の7県において災害対策本部が設置され、13都県の被災市町村においては、避難指示を発令し、早期の避難を呼び掛けた。

特に、竜巻により多数の住家被害が発生した静岡県牧之原市においては、同市を管轄する静岡市消防局が、牧之原市からの要請に基づき、家屋等の応急対策として、緊急性や危険度を踏まえて、市民に直接被害が及ぶ可能性のある事案への対応を行った。消防隊、特別救助隊等は、瓦の除去等の高所作業を中心に技術系ボランティア団体と連携して、9月18

日から9月30日までの間で、6日間、11隊、隊員延べ39人、4棟の被害家屋で活動した。



消防機関による高所作業の様子  
(静岡市消防局提供)

## 4 切迫する大規模災害への備え

### ►(1) 国土強靭化に向けた取組の推進

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靭化に向けた取組を切れ目なく推進する必要がある。

政府は「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)や「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)として、ハード・ソフト両面からの国土強靭化のための対策を進めてきた。加えて、令和7年6月6日、「第1次国土強靭化実施中期計画」を閣議決定し、計画期間である令和8年度から令和12年度までの5年間の取組を定めた。

同計画には「推進が特に必要となる施策」のうち、消防関連施策としては、緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応能力の強化、消防団の更なる災害対応能力の強化、消防分野におけるDX・新技術の活用、マイナ救急の全国展開・機能拡充、Jアラートによる住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達等の施策が位置付けられ、今後、同計画に基づき、消防防災力強化を着実に推進していく。

### ►(2) 南海トラフ地震に係る防災対策の推進

南海トラフ地震については、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な被害を踏ま

え、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した防災対策の検討が必要となり、その検討を踏まえた「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を平成26年3月に策定した。

令和6年3月に同基本計画の策定から10年を迎えたことを踏まえ「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、近年の社会変化や自然災害等の特徴を踏まえた被害想定の見直しや新たな防災対策の検討がなされた。これを受け、南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため、令和7年7月の第45回中央防災会議において同基本計画の変更が行われ、地震・津波から命と社会を守るための「命を守る」対策と直接的被害から助かった命や生活を維持するための「命をつなぐ」対策を新たに定め、重点的に推進することとされた。

新たに定められた対策のうち、消防関連施策として、電気に起因する出火の防止を図るための感震ブレーカーの普及や緊急消防援助隊、消防団等の充実強化、防災行政無線等の多様な防災情報伝達手段の整備等に関する対策が盛り込まれた。消防庁としては、今後、同基本計画に基づき、消防防災力強化を着実に推進していく。

### ■(3) 首都直下地震に係る防災対策の推進

首都直下地震については、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な被害を踏まえ「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、地震モデルと首都直下地震対策の検討を行い、その検討を踏まえた「首都直下地震緊急対策推進基本計画」を平成27年3月に策定した。

令和7年3月に同基本計画の策定から10年が経過したことを踏まえ、「首都直下地震モデル・被害想定手法検討会」及び「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」において、最新の科学的知見や東京圏を取り巻く状況の変化、これまでの防災対策の進捗状況を踏まえた被害想定の見直しや新たな防災対策の検討がなされ、令和7年12月に報告書が取りまとめられた。首都直下地震の死者数と全壊・焼失棟数の多くは、火災によるものであり、火災対策が重要である。このため、報告書においては、火災対策について、地域の特性・事情に合わせて、感震ブレーカーの普及促進や初期消火機材の配置などのソ

フト対策を講じていく必要性が提言されている。

この報告書を受けて、現在、政府内においては、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けて検討を進めているところである。

## 特集③

## 緊急消防援助隊の充実強化

## 1 緊急消防援助隊

## ▶(1) 創設の経緯

平成7年1月17日午前5時46分に発生した阪神・淡路大震災では、死者・行方不明者6,437人、負傷者4万3,792人、住宅被害63万9,686棟という甚大な被害が生じ、兵庫県内の消防応援と併せて全国41都道府県から、延べ約3万人の消防応援が行われた。

本地震では、地元の地方公共団体による被害状況の把握や応援要請などの基本的な対応が困難となり、初動対応に支障が生じた。また、全国からの消防広域応援を行うに当たり、応援部隊の迅速な出動体制や指揮命令系統の整備、応援のための車両・資機材の確保など、様々な課題が浮き彫りとなった。

これらの課題に対応し、国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制として、同年6月、緊急消防援助隊が創設され、平成15年の消防組織法改正により法制化された。

## ▶(2) 運用体制

大規模災害等が発生した際には、消防組織法第44条に基づき、被災都道府県知事からの応援要請を受け又は応援要請を待たずに、消防庁長官の求め又は指示により、全国から消防部隊が被災地へ集中的に出動する仕組みとして確立している。

さらに、創設当初1,267隊であった登録隊数は6,731隊（令和7年4月1日現在）まで増加させてきたほか、実災害における課題や経験を踏まえ、車両や資機材の増強を図るなど、緊急消防援助隊を充実強化してきた。

今後、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの国家的な非常災害の発生が切迫する中、緊急消防援助隊の充実強化を更に進めていくことが、ますます重要となっている。

## 2 近年における緊急消防援助隊の活動

緊急消防援助隊は、平成7年の創設以降、令和7年11月までに47回出動（地震19回、土砂・風水害17回、火災6回、その他5回）（資料2-8-4）し、様々な大規模災害に対応してきた。特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、創設以降初となる消防庁長官の出動指示により、88日間にわたり、延べ3万1,166隊、延べ約11万人の緊急消防援助隊が消火、救助、救急等の活動を実施した。なお、これまで消防庁長官の「出動の指示」は、6回にのぼる。

近年においても、令和6年能登半島地震、令和6年9月奥能登豪雨、岩手県大船渡市林野火災、愛媛県今治市林野火災等、大規模な地震災害や林野火災、激甚化・頻発化する土砂・風水害などに対し、迅速かつ的確に対応している。

## ▶(1) 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日に石川県能登半島地方を震源とする地震が発生した。災害の規模等に照らし、被災県知事からの要請を待たずに消防庁長官の「出動の求め」を行った。その後、災害の甚大性等を踏まえ、この災害の緊急消防援助隊の出動を消防庁長官の「出動の指示」に切り替え、指示を受けた21都府県の緊急消防援助隊が出動し、52日間にわたり、延べ1万6,992隊5万9,332人が活動した。

陸上隊は、道路損壊や土砂崩落等により、一部道路が使えない状況の中、比較的小型な消防車両を活用した進出に加え、関係機関と連携し、空路・海路による進出など、様々な手段を尽くして被災地入りし、活動を開始した。積雪寒冷地等であったことにより、過酷な環境での活動及び宿営であったが、迅速に安否不明者等の捜索・救助活動を行ったほか、医療関係者と連携した避難所からの救急搬送や、病院や高齢者入居施設からの転院搬送、被災消防本部の業務支援等を行った。航空隊は、消防防災ヘリによる救助活動や孤立集落への物資搬送を行った。

県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下、緊急消

防援救助隊の活動で、295人を救助した。



搜索救助活動の様子（令和6年能登半島地震）

#### ■(2) 令和6年9月奥能登豪雨

石川県能登半島で線状降水帯が発生、奥能登地方を中心に記録的な豪雨となり、輪島市、珠洲市及び能登町で、河川の氾濫、浸水、がけ崩れ等複数の土砂災害が発生した。

石川県知事からの要請に基づき、消防庁長官の「出動の求め」を受けた10府県の緊急消防援助隊が出動し、13日間にわたり、延べ1,788隊6,318人が活動した。

陸上隊は、ドローンや映像伝送装置を活用した情報収集活動や消防応援活動調整本部等と情報を共有するとともに、重機等を活用し、倒壊家屋のがれき等を除去しながら広範囲における安否不明者の救助活動を行った。航空隊は、消防防災ヘリによる上空からの捜索活動、孤立集落での救助活動や物資搬送を行った。

県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下、緊急消防援助隊の活動で、149人を救助した。



搜索救助活動の様子（令和6年9月奥能登豪雨）

#### ■(3) 岩手県大船渡市林野火災

令和7年2月、岩手県大船渡市赤崎町合足地内に出火した林野火災により、約3,370haが焼損した。岩手県知事からの要請に基づき、消防庁長官の「出動の求め」を受けた15都道県の緊急消防援助隊が出

動し、41日間にわたり、延べ7,618隊2万8,225人が活動した。

陸上隊は、市街地への延焼阻止を主目的に、海水利用型消防水利システム等を活用するとともに、安全を確保しながら消火活動を行った。航空隊は、消防防災ヘリによる連続的な空中消火を行った。また、ドローンや消防防災ヘリのカメラを活用した上空からの情報収集活動や熱源探査により、陸上隊と航空隊が連携した消火活動及び残火処理を行った。



ヘリの活動の様子（岩手県大船渡市林野火災）

#### ■(4) 愛媛県今治市林野火災

令和7年3月、愛媛県今治市長沢地内で出火した林野火災により、481.6haが焼損した。愛媛県知事からの要請に基づき、消防庁長官の「出動の求め」を受けた8府県の緊急消防援助隊が出動し、17日間にわたり、延べ636隊2,301人が活動した。陸上隊は、市街地への延焼阻止を主目的に消火活動や巡回・警戒活動を行った。航空隊は、消防防災ヘリによる連続的な空中消火を行った。また、ドローンや消防防災ヘリのカメラを活用した上空からの情報収集活動や熱源探査により陸上隊と航空隊が連携した消火活動及び残火処理を行った。



残火処理の様子（愛媛県今治市林野火災）

### 3 「緊急消防援助隊の編成及び整備等に係る基本的な事項に関する計画」の改定

#### ►(1) 基本計画の改定の経緯

緊急消防援助隊の編成等については、消防組織法第45条に基づき、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月策定。以下、本特集において「基本計画」という。)において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定め、概ね5年ごとに改定してきた。

令和7年3月、近年の実災害での教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など甚大な被害が想定される大規模災害に的確に対応できるよう、基本計画を改定した。

#### ►(2) 基本計画の改定内容

##### ア 登録目標隊数の増強

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめとした大規模災害に的確に対応できるよう、消火、救助及び救急の主要3

小隊、後方支援小隊、航空小隊等の増隊に加え、機能強化に向けた部隊を創設(後述イ)し、登録目標隊数を7,200隊(令和7年4月1日現在6,731隊登録)とする(特集3-1表)。

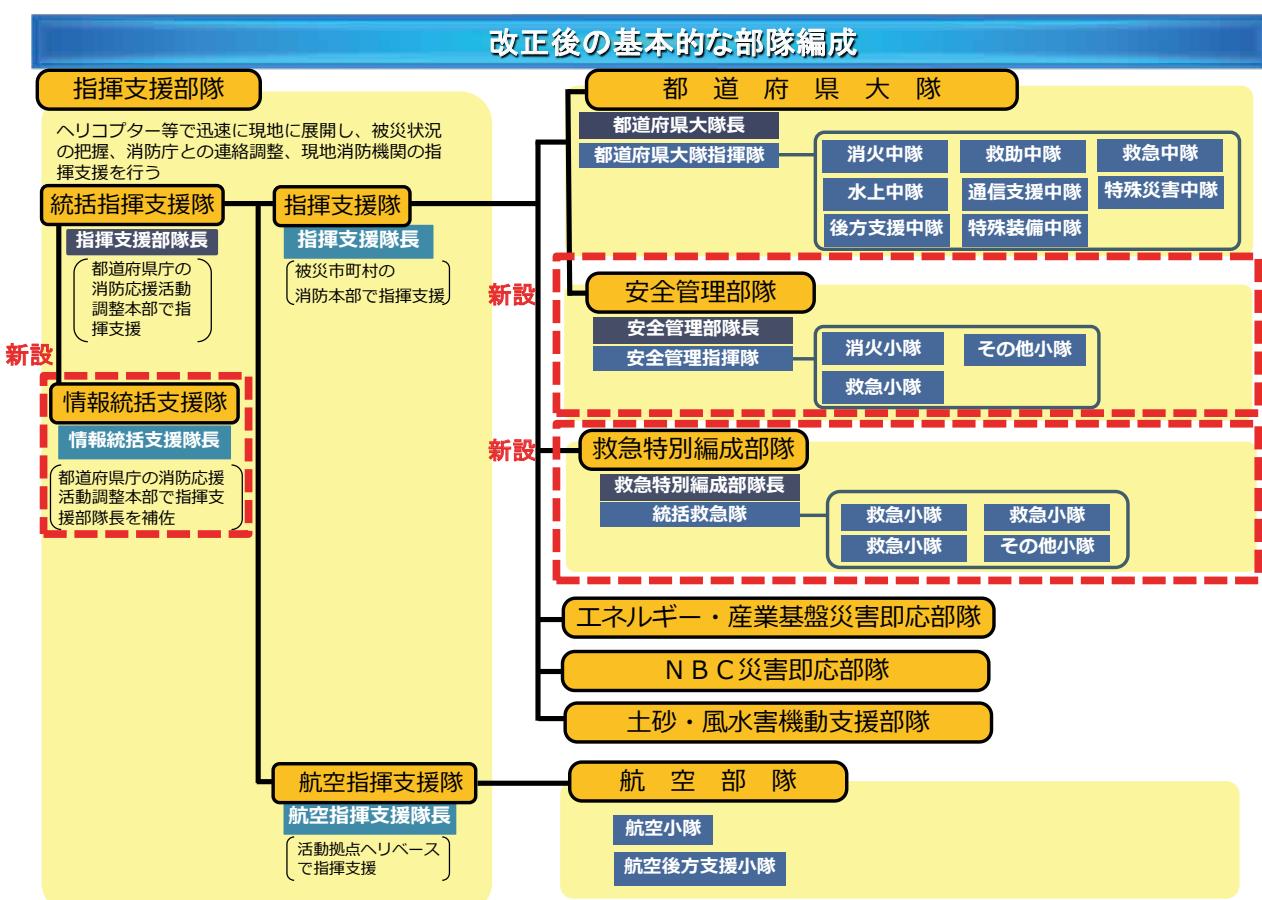
**特集3-1表 基本計画の改定と登録目標隊数**

改定時期	登録目標隊数
平成16年策定	3,000隊
平成18年改定	4,000隊
平成21年改定	4,500隊
平成26年改定	6,000隊
平成31年改定	6,600隊
令和7年改定	7,200隊

##### イ 機能強化に向けた部隊の創設

次の(ア)～(ウ)のとおり、情報統括支援隊、安全管理部隊及び救急特別編成部隊を新たに創設し、DXの推進、隊員の安全管理等にも対応できる緊急消防援助隊の充実・強化を図る(特集3-1図)。

**特集3-1図 基本計画改定後の基本的な部隊編成**



## (ア) 情報統括支援隊

緊急消防援助隊の出動時には、刻々と変わる状況に応じ、情報収集、情報整理、方針の決定・共有を繰り返していくこととなる。これまで、これらの情報収集等は、消防救急デジタル無線などによる音声等を用いて行うことが基本となっていたが、被害等の情報が過多となった場合でもデジタルツールを活用して、情報を効率的に収集、整理等することが必要になるため、情報統括支援隊を創設した。

情報統括支援隊は、無線等のアナログ手法に加え、タブレット端末、スマートフォンなどのデジタルツールを活用し、リアルタイムで災害映像、災害情報を収集し、情報の整理・分析・共有を行うことを主任務とし、統括指揮支援隊による増隊判断や部隊配置判断などを補佐する。このため、全国で約10隊を目安に情報統括支援隊を登録することとし、各隊には情報の効率的な整理・共有に資するデジタル作戦卓及び車両を配備する。

## (イ) 安全管理部隊

緊急消防援助隊が出動する大規模災害は、通常とは異なる災害態様であることから、隊員が十分に予知することが困難な危険性が内在しており、受傷や殉職を防ぐため安全管理を徹底する必要がある。また、長期間にわたり慣れない土地での活動であることから、隊員の体調管理や労務管理も一層重要となる。

このため、緊急消防援助隊における安全管理体制を強化する観点から、安全管理部隊を創設し、各都道府県に1隊を目安に、安全管理部隊指揮隊（全国で約50隊）を登録することとしている。

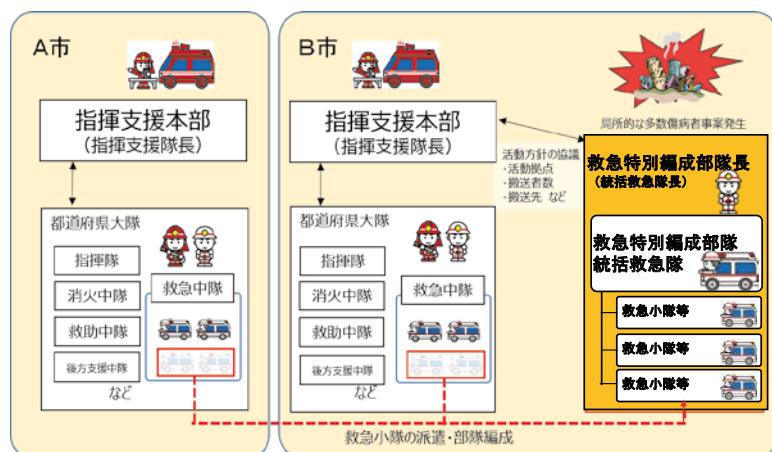
安全管理部隊は、俯瞰的に活動現場を監視し、二次災害の防止を図るとともに、隊員の活動時間の管理による疲労管理などの安全管理を主任務とする。さらに、専門的な知見を有する関係機関等からの情報を得て、都道府県大隊指揮隊への助言や危険情報の伝達を行うなど、安全管理体制の一層の強化を図る。

## (ウ) 救急特別編成部隊

緊急消防援助隊の出動期間中、大規模災害による多数の傷病者や病院の機能喪失に伴う入院患者等の転院搬送が多数発生した場合、そこで活動する都道府県大隊では救急隊が不足する可能性があるが、部隊の追加派遣には時間を要する場合がある。

このように、一時的に救急部隊の増隊が必要となる場合に、指揮命令系統を明確化した上で、複数の都道府県大隊の救急中隊を一体として運用できるよう、救急特別編成部隊を創設し、各都道府県に1隊を目安に、救急特別編成部隊統括救急隊（全国で約50隊）を登録することとしている。（特集3-2図）

特集3-2図 救急特別編成部隊の基本的な部隊編成



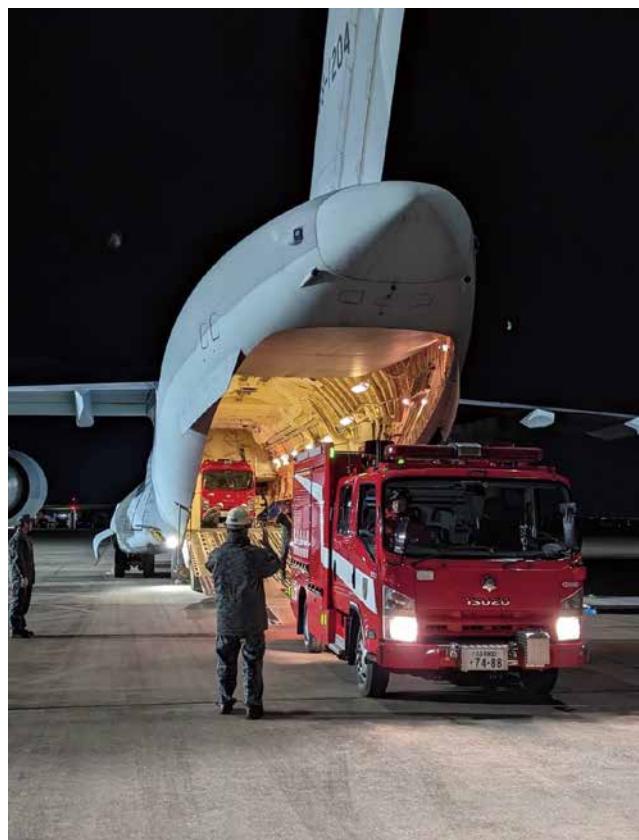
安全管理部隊の活動が必要な場所

## ウ 令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえた部隊運用の強化

### (ア) 能登半島地震を踏まえた運用改善

能登半島地震では、大型車両の陸路進出が難しく、自衛隊等と連携して空路や海路から進出した。これを受け、迅速かつ的確な活動のために空路や海路での進出が必要である場合には、車両以外の手段による進出を行うこととしたほか、大型車両のみの編成とするのではなく、災害の様態に応じて小型車両も含めた適切な車両を選定・編成することとした。

また、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等をはじめ、平時から関係機関連携に努めることを明記した。



自衛隊輸送機による部隊輸送の様子  
(令和6年能登半島地震)

### (イ) 消防庁長官の「出動の指示」の考慮事項の見直し

令和3年の災害対策基本法の改正により、国の防災体制の強化の観点から、防災担当大臣を本部長とする「特定災害対策本部」の設置に関する制度が設けられた。これを踏まえ、消防庁長官による出動指示とする場合の考慮事項に、特定災害対策本部の設置状況を追加した。

### (ウ) 大型で猛烈な台風、線状降水帯等の際の出動準備都道府県の柔軟な対応

基本計画では緊急消防援助隊の出動計画として、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊が定められている。しかし、台風の進路となることが予測される都道府県大隊などが緊急消防援助隊としての出動又は出動準備が困難である場合に、当該都道府県以外の都道府県に対し、出動又は出動準備をさせることができるよう規定した。

### (エ) 一の都道府県大隊を複数被災市町村へ派遣する運用

一の都道府県大隊は原則として、一の被災市町村に応援に入り活動する。しかしながら、多くの被災市町村への対応が必要になった場合や、災害状況の変化により新たな応援先が生じた場合などには、他の都道府県大隊の出動では活動開始までに多くの時間を要してしまう。このような場合に、迅速かつ効率的な対応をするため、活動中の都道府県大隊を一時的に分割して柔軟に活動させることが可能であることを明確にした。

## ►(3) 訓練を通じた緊急消防援助隊の充実強化

車両・資機材の充実を含む体制整備等の運用面への定着、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上、関係機関との連携強化や被災都道府県等の受援体制の強化などを一層推し進めるため、基本計画に基づき、平成8年度から全国6ブロックにおいて、地域ブロック合同訓練を毎年実施している。また、令和4年に静岡県で開催した第6回全国合同訓練に続き、第7回の全国合同訓練を令和8年度に北海道及び宮城県で実施することとする。実施内容は、令和7年3月に策定した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震アクションプラン」の実効性の検証を目的に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を想定災害として、今後消防庁において、開催地道県等と共同で検討を進めていく。



第6回緊急消防援助隊全国合同訓練の様子

## 4 令和7年岩手県大船渡市林野火災等を踏まえた取組

令和7年岩手県大船渡市林野火災では、地元消防本部も含め1日当たり最大約2,100人規模で、昼夜を分かたず消防活動等に従事した。陸上からの消火活動では、市街地への延焼阻止を主眼に、住家付近に延焼阻止線を設定して、予防散水や消火活動が行われたほか、安全を確保しつつ、林野内に入っての消火活動も行われた。空中からの消火活動では、延焼阻止及び消火に向け、自衛隊と連携して、ヘリコプターによる空中からの散水が行われた。

これまでの実災害や訓練等を踏まえ、統括指揮支援隊と航空指揮隊が共通のグリッド図を活用し、十分に連携して空中消火・地上消火を行うなど成果をあげた一方で課題も明らかになった。強風等による急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼が見られ、刻々と変化する火災の状況について、夜間も含めて的確に把握する必要があった。山間部で水利の確保が難しく、複雑な地形や狭隘な道が多く侵入や大型車の進出に苦慮した。昼夜を通じた消火活動のため隊員の疲労管理が重要となった。これらの課題や教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の更なる充実に向け、以下の取組を図っていく。



大船渡市三陸町での延焼の様子

### ►(1) 的確な情報把握

ヘリコプターやドローン等の情報把握に資する資機材を整備するとともに、緊急消防援助隊に新設された情報統括支援隊の活用等により迅速で継続的な情報把握体制を構築していく。



ドローンを活用した情報収集活動の様子

### ►(2) 早期の応援要請

林野火災では散水量の大きい自衛隊の大型ヘリコプターによる空中消火が有効であるため、平時より消防機関、都道府県及び自衛隊との間で連絡・情報共有体制を構築し、災害時の円滑な要請及び活動ができるよう関係強化に努めていく。

特に自衛隊の大型ヘリコプターが活動するため、地方公共団体は、平素の段階からヘリコプターの活動基盤の確保に係る準備に加え、自衛隊への災害派遣要請に先立ち、当該活動基盤を選定しておく。

地元消防本部は、時機を逸することなく都道府県内応援、必要な場合には、躊躇なく緊急消防援助隊の出動要請を行う。このため、林野火災に係る応援要請基準を各消防本部の受援計画で明確化し、受援計画に基づいた訓練を定期的に行い、都道府県消防相互応援協定において受援業務をサポートする体制について、都道府県及び都道府県内の消防本部と協議しておく。

### ►(3) 長期間にわたる消火活動に必要な体制及び消防水利の確保

海や河川等の自然水利を消防用水として活用できる海水利用型消防水利システムのほか、大型水槽付き放水車等の水利確保に有効な車両の整備を進める。

また、車両が進入できない林野内にも送水や放水が可能となるよう、大型仮設水槽をはじめとした資機材等の充実強化を行う。

さらに、建設業等の民間事業者等が所有するコンクリートミキサー車やコンクリートポンプ車等の車両の活用に関して協定等を締結しておくなど、消防用水の確保等に関する民間事業者等との連携も強化する。

### ►(4) 山間部での部隊投入と消火活動

山林内でも走破性が高く、簡易水槽やポンプ、背負い式消火水のうなどの資機材を搭載した林野火災対策ユニット車を整備する。

また、ドローンの熱源探査や熱画像直視装置等、林野火災対応において有効な資機材の更なる整備を行う。

さらに、確実な残火処理のために必要な背負い式消火水のう等の資機材を整備する。



緊急消防援助隊による消火活動の様子

### ►(5) 林野火災に対応した安全管理

林野火災は夜間の延焼拡大を阻止するため昼夜を通じて消火活動に従事する必要があることから、早期に長期ローテーションを確立し、隊員の活動時間を組織的に管理する。

また、新設された安全管理部隊を活用し、安全管理を徹底する。

### ►(6) 航空部隊における消火活動の強化

航空機による空中消火においては、安全に十分留意した上で活動空域に見合う十分な機数を確保し、連続的な散水に努めるなど消火効率を高める運用を行う。

また、大型で散水量の大きい自衛隊ヘリが出動している場合には、火勢の強い箇所を担当してもらう等、消防防災ヘリとの間で活動区域と役割分担を適切に行う。

あわせて、消防防災ヘリの増強と人員の確保、資機材の整備などによる航空消防防災体制の充実強化を図る。

## 5 おわりに

緊急消防援助隊の発足から30年を迎え、消防庁は緊急消防援助隊の災害対応力の充実強化に向けた様々な取組を行い、多くの大規模災害等において人命救助活動等に多大なる成果を上げてきた。一方で、災害は激甚化・頻発化していることから、実際の災害の状況等を踏まえ、緊急消防援助隊に関する計画を見直しつつ、隊の規模や編成、資機材の整備を進める必要がある。また、緊急消防援助隊合同訓練を通じて災害対応力の向上を図る等、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図っていく。

## 特集 4

## マイナ救急の全国展開をはじめとする救急体制の確保・充実

## 1 救急業務の現況

令和6年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、771万8,380件となっており、1日平均では約2万1,088件で、平均すると約4.1秒に1回の割合で救急自動車が出動したことになる。また、救急自動車による搬送人員は、676万9,172人となっている。令和6年中の救急自動車による全国の救急出動件数や搬送人員は集計を開始した昭和38年以降、最多となった。さらに、現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）の平均は約9.8分（前年約10.0分）となっており、新型コロナウイルス感染症禍（以下、本特集において「新型コロナ禍」という。）前の令和元年と比べ、約1.1分延伸している。また、病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）の平均は約44.6分（前年約45.6分）となっており、新型コロナ禍前の令和元年と比べ、約5.1分延

伸している。

救急需要増大の要因の一つとして、高齢化の進展が挙げられる。令和6年中の搬送人員に占める高齢者の割合は63.3%となっており、高齢者の約8人に1人が搬送されていることになる。

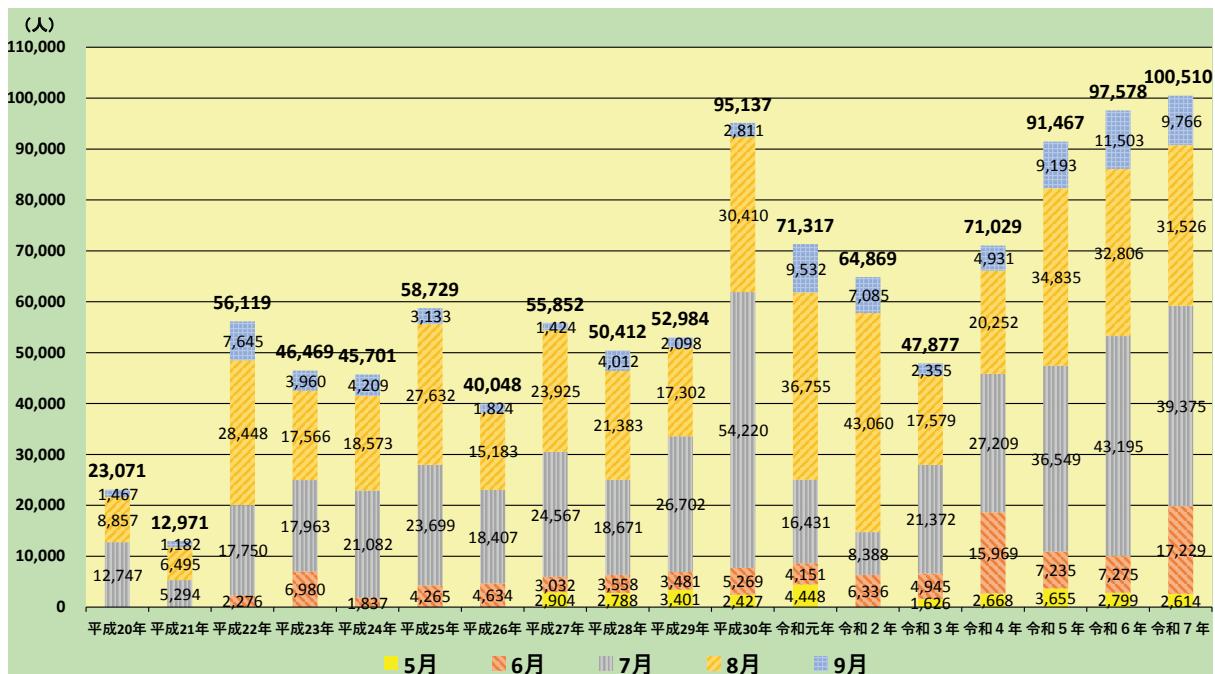
また、熱中症患者が増加する夏季には、特に救急需要の高まりが見られ、令和7年は、非常に厳しい暑さが長期間にわたって続いたことから、5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は10万510人となり、集計を開始した平成20年以降、最多となった（特集4-1図）。

## 2 マイナ救急の全国展開

## ■(1) マイナ救急の概要

マイナ救急とは、救急隊員が傷病者の健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード（以下、本特集において「マイナ保険証」という。）を活用

特集4-1図 平成20年～令和7年の熱中症による救急搬送人員の推移



	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
5月								2,904	2,788	3,401	2,427	4,448	調査データなし	1,626	2,668	3,655	2,799	2,614
6月	12,747	5,294	17,750	17,963	21,082	23,699	18,407	24,567	18,671	26,702	54,220	16,431	8,388	4,151	6,336	15,969	7,235	17,229
7月	8,857	6,495	28,448	17,566	18,573	27,632	15,183	23,925	21,383	17,302	30,410	36,755	43,060	17,579	20,252	34,835	32,806	39,375
8月	1,467	1,182	7,645	3,960	4,209	3,133	1,824	1,424	4,012	2,098	2,811	9,532	7,085	4,931	2,355	4,945	9,193	11,503
9月	23,071	12,971	56,119	46,469	45,701	58,729	40,048	55,852	50,412	52,984	95,137	71,317	64,869	47,877	71,029	91,467	97,578	100,510
合計	23,071	12,971	56,119	46,469	45,701	58,729	40,048	55,852	50,412	52,984	95,137	71,317	64,869	47,877	71,029	91,467	97,578	100,510

## 特集4-2図 マイナ救急事業イメージ図



し、病院選定等に資する傷病者情報を把握する取組のことである（特集4-2図）。

現状の救急活動における傷病者情報聴取は、主に口頭にて行われており、医療機関選定に必要な既往歴や受診した医療機関名などの情報を、症状に苦しむ傷病者本人から聴取せざるを得ないことが多い。また、傷病者本人が既往歴や受診した医療機関名等を失念していることや、家族等の関係者が傷病者情報を把握していないこともあり、救急隊が傷病者の医療情報等を正確かつ早期に把握するに当たり、課題となっている。

こうした課題を踏まえ、消防庁では、救急業務の円滑化を図るため、令和4年度に救急業務のあり方に関する検討会の下にマイナ救急に関するワーキンググループを設置し検討を開始した。

## ►(2) これまでの取組

令和4年度は6消防本部、30隊の参画を得て実証実験を行った。実証実験の結果、特に高齢者、聴覚等の障がいがある人などの情報提供に困難を伴う傷病者への対応において、傷病者の負担軽減、正確な情報の取得、傷病者の病態把握などの観点から、一定の効果が確認できた。

令和5年度は、マイナ救急のシステム構築に係る課題等の解決に向けた検討を行い、救急隊が救急現場で効果的にマイナ救急を活用することができるよう「救急隊員が傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みの骨子」を作成し、システムの具体的な要件や運

用方針等について整理した。

令和6年度は、運用面の課題を改善したうえで、67消防本部、660隊による実証事業を行ったほか、令和5年度に整理した骨子に基づき、救急現場での操作性に優れた救急隊専用のシステム（以下、本特集において「マイナ救急システム」という。）の構築を行った。

## ►(3) 実証事業の効果

マイナ救急の効果として、救急隊にとっては、より適切な処置や円滑な搬送先の選定ができ、傷病者にとっては、症状が重い等のため、救急隊に既往歴等を口頭で情報提供することが困難な場合に負担が軽減され、医療機関にとっては、傷病者に関する情報を把握することで治療の事前準備ができる想定しており、これらの効果の検証や活用事例の収集を行うため、令和6年度に実証事業を行った。67消防本部、660隊の参画を得て、マイナ救急を実施した件数は2か月間で1万1,398件であった。

その中には、「傷病者への救急救命処置と並行して、マイナ救急で既往歴や薬剤情報等を確認できたため、これらの情報を搬送先医療機関に伝えることで、早期に緊急手術を行うことができ、一命を取り留めることができた」事例や「外出先の事故でお薬手帳を所持していなかったが、薬剤情報が分かった」事例等があった。

また、マイナ救急を活用した救急隊員からは「意識障害で、情報把握が困難だったが、マイナ救急で

既往歴が分かったので、適切な処置ができた」、傷病者からは「マイナ保険証で、緊急時に役立つ情報が得られるのは良い取組」、「意識がなくなる可能性もあったので、持病が伝えられて助かった」、医師からは「診療に重きを置くことができた」、「飲んでいる薬が事前に分かったので緊急手術の事前準備ができた」という声があった。

こうした活用事例や声から、マイナ救急は救急隊、傷病者及び医療機関の全てにとって有用性の高い取組であることを確認した。

#### ■(4) 令和7年度の取組

令和7年度は、マイナ救急システムを活用した全国的な実証事業を進めており、令和7年4月から令

和6年度の実証事業に参加した67消防本部、660隊の救急隊が実証を開始した。その後、令和7年10月1日から全国全ての720消防本部、5,334隊の救急隊（常時運用救急隊の98%）に拡充し、一斉に実証を開始しており、効率的な運用方法を検討することとしている。

また、マイナ救急の全国展開にあたり、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）を改正し、救急自動車に備えるよう努める資器材の一つである情報通信端末の機能の例示として、「マイナンバーカード等を活用した救急時医療情報の閲覧」を加えることとした（令和8年4月1日施行）。

さらに「令和7年度救急業務のあり方に関する検討会」及びその下に設置されたワーキンググループ

#### 特集4-3図 認知度向上に向けた広報

**消防庁の取組**

- ショートムービー
- マイナ救急普及啓発動画
- 広報誌「総務省」4月号
- 広報ポスター
- 大阪・関西万博でのイベント広報
- ショートムービー マイナ救急普及啓発動画
- QRコード

**政府広報**

- 政府広報提供テレビ番組（テレビ東京）【クリックニッポン】
- 政府広報提供ラジオ番組【杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより】
- 政府広報提供CM・SNS広告
- 政府広報オンラインの記事、雑誌、radiko及びラジオスポットCMなどで広報を実施。

※出典：政府広報オンライン（<https://www.gov-online.go.jp/>）

**広報誌**

山形市消防本部  
※広報やまがた 令和7年5月15日号

大阪市消防局  
※大阪消防 令和7年9月号 No.906

**デジタルサイネージ**

神戸市消防局提供：神戸市営地下鉄各駅  
蒲郡市消防本部提供：BOATRACE蒲郡

**広報動画**

各務原市消防本部  
※YouTube【公式】各務原市消防本部

奈良県広域消防組合消防本部  
※YouTube【公式】奈良県広域消防組合消防本部

**ステッカー**

豊中市消防局提供

**SNS等による広報**

京都市消防局  
※京都市消防局公式ホームページ

において、有識者や消防本部の意見を伺いながら、マイナ救急の課題や効果の検証、マイナ救急システムの機能拡充等について検討を進めている。

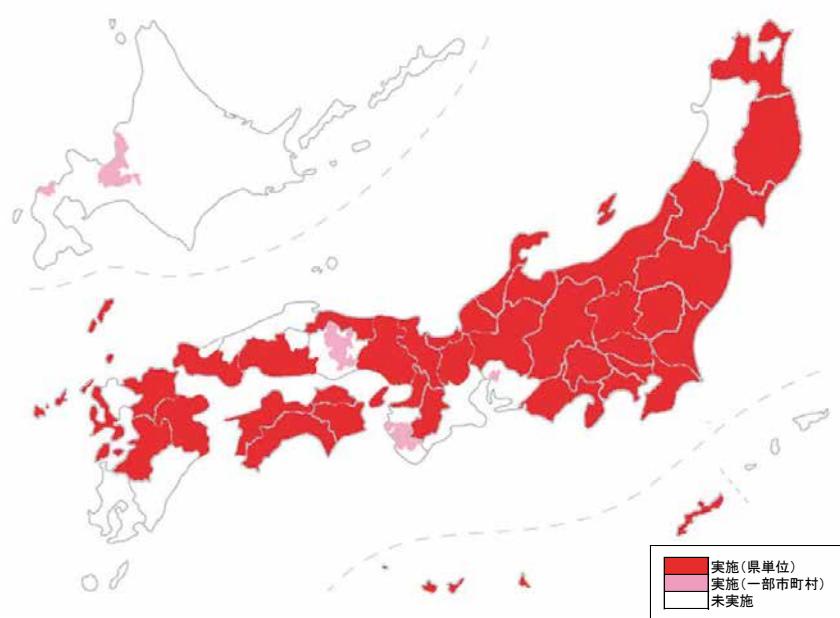
広報面では、マイナ救急を実施するためには傷病者のマイナ保険証が必要となることから、マイナ救急の認知度向上を図るため、令和7年2月に作成したショートムービーや広報ポスターを全ての消防本部に提供するとともに、広報誌や大阪・関西万博でのイベント開催を通じて広報活動を展開した。また、9月9日の「救急の日」にあわせて、マイナ救急の説明や有用性、救急隊員や医師によるインタビュー等を盛り込んだドラマ仕立ての動画を新たに作成して周知を行ったほか、政府広報によるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット、SNSなどの多様なメディアを活用した広報を実施した（**特集4-3図**）。今後も、各消防本部と連携した広報活動を展開することとしている。

#### ►(5) 今後の取組方針

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、全国どの救急車でもマイナ救急が実施できる環境整備を引き続き推進することとしている。

また、厚生労働省では、今後も救急搬送件数の増加が見込まれる中、搬送調整の円滑化や傷病者の病態に応じた適切な医療機関への搬送の実現に向け、

#### 特集4-4図 救急安心センター事業（#7119）の普及状況



新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型TYPESを活用し、令和7年度中に傷病者情報を複数の医療機関と迅速かつ安全に共有でき、応需状況のタイムリーな把握も可能なプラットフォームの構築を進めている。

消防庁としても、厚生労働省と連携し、当該プラットフォームとマイナ救急との連携等の実現に向けて課題の整理等を行う。

### 3 増大する救急需要への対応

救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供することは、近年の大きな課題となっている。そのため、消防庁では、救急安心センター事業（#7119）（以下、本特集において「#7119」という。）の更なる展開拡大や利用促進、転院搬送における救急車の適正利用の推進、日勤救急隊の導入促進、救急業務のDX推進等に取り組んでいる。

#### ►(1) #7119の推進

##### ア #7119の概要

#7119は、住民が急な病気やケガをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など判断に迷った際の相談窓口として、医師・看護師・救急救命士から電話でアドバイスを受けることができる仕組みであり、住民に安心・安全を提供するとともに、年々救急需要

が増大する中において、救急自動車や医療機関など地域の限られた資源を有効に活用することを目的とした事業である。

住民から受けた相談内容をもとに、応急手当の方法についての助言や適切な受診医療機関の案内を行うほか、緊急性が高いと判断した場合は、119番通報への転送やかけ直しを要請する等、相談者の状況に応じた対応を行っている。

令和7年度末（予定を含む。）、以下の41地域で実施されている（**特集4-4図**）。

○ 都府県内全域：37地域

青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都<sup>1</sup>、神奈川県、新潟県、富山県、石川県<sup>2</sup>、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県<sup>3</sup>、山口県<sup>4</sup>、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県<sup>5</sup>

○ 道県内一部：4地域

札幌市周辺<sup>6</sup>、名古屋市、田辺市周辺<sup>7</sup>、岡山市周辺<sup>8</sup>

#### イ 事業の効果

#7119は、①救急車の適時・適切な利用（軽症者割合の減少、不急の救急出動の抑制、潜在的な重症者の発見・救護）、②救急医療機関の受診の適正化（医療機関における救急医療相談数の抑制等）、③住民への安心・安全の提供（利用者アンケートでは約9割から肯定的評価）、④新興感染症の発生による救急需要急増時の受け皿の一つとしての役割などについて効果があることが確認された。

#### ウ これまでの取組

消防庁では、#7119の更なる展開拡大に向け、以下の取組を行ってきた。

#7119を推進するための具体的な方策に関する助言、研修支援等を行う「#7119普及促進アドバイザー」を、令和7年10月までに、延べ32地域に対して、59人派遣した。

また「令和6年度救急業務のあり方に関する検討会（以下、本特集において「令和6年度検討会」という。）の報告を踏まえ、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組等について（通知）」（令和7年6月18日付け通知）を発出し、#

7119を実施している都府県に対しては、消防庁作成の高齢者や介護施設等への認知度向上を目的としたデザインの広報物の活用や#7119と患者等搬送事業（者）との積極的な連携を依頼し、また、管内に#7119の未実施地域を有する道県に対しては、外部委託方式も含めた円滑な事業導入や効果的な事業の運営、底上げ等に向けて参考になるよう作成した「事業導入・運営の手引き」及び「事業を外部委託する際に活用可能な標準的な仕様書（例）」の改訂版を参照の上、#7119の早期実施に向けた検討に着手するよう依頼した。

なお、#7119の実施に要する経費については、都道府県又は市町村の財政負担に対して特別交付税措置（措置率0.5）が講じられている。

#### エ 今後の取組方針

高齢化の進展、熱中症患者の増加、感染症の流行等により、今後も救急需要の増大及び多様化が懸念される中、不急の救急出動の抑制や、救急医療機関の受診の適正化につながるなど、#7119の重要性はますます高まっている。管内に#7119の未実施地域を有する道県に対しては、地域ごとの課題や状況を把握しながら、各地域の実情に即して導入が進められるよう、#7119の更なる展開拡大に向けた取組を進めていくこととしている。

#### ■（2） 転院搬送における救急車の適正利用の推進

消防機関の実施する転院搬送（傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する事案）については、全救急出動件数の1割弱を占めるため全体の救急搬送件数に与える影響が大きく、救急車の適正利用が特に求められている。消防庁と厚生労働省は、救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の参考事項（以下、本特集において「転院搬送ガイドライン」という。）を示した「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成28年3月31日付け通知。以下、本特集において「平成28年通知」という。）を発出し、各地

\*1 島しょ部を除く

\*2 令和8年2月導入予定

\*3 庄原市及び大崎上島町を除く。岡山県井原市・岡山県笠岡市・山口県岩国市・山口県和木町は広島県がカバー

\*4 萩市・阿武町を除く

\*5 与那国町・北大東村を除く

\*6 札幌市・石狩市・北広島市・栗山町・島牧村・新篠津村・当別町・南幌町・恵庭市・長沼町

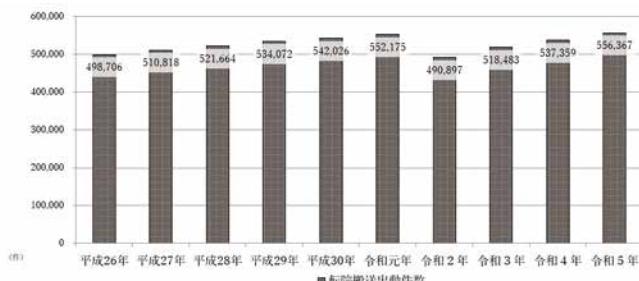
\*7 田辺市・上富田町・美浜町・日高町・由良町・印南町・みなべ町・日高川町

\*8 岡山市・津山市・瀬戸内市・真庭市・久米南町・美咲町・吉備中央町

域において、転院搬送ガイドラインを参考にしつつ、地域の実情に応じ、救急業務として転院搬送を行う場合のルール化に向けた合意形成のための取組を行うよう、促進してきた。

しかしながら、全国単位では、転院搬送出動件数は増加傾向（特集4-5図）であり、令和6年度検討会において、転院搬送における病院救急車や患者等搬送事業者の活用について検討が行われた。

#### 特集4-5図 転院搬送の救急出動件数の推移



消防庁及び厚生労働省は、令和6年度検討会の報告を踏まえ、平成28年通知を改訂し、令和6年度に新設された診療報酬上の評価（救急患者連携搬送料）の活用や消防機関で使用を終えた救急車の病院救急車としての使用を通じ、転院搬送における病院救急車の活用を更に進めること、また、地域の患者等搬送事業者に関する情報を関係者間で共有して地域の実情に応じて活用を図ること等を追加した「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和7年6月30日付け通知。以下、本特集において「令和7年通知」という。）を発出した。

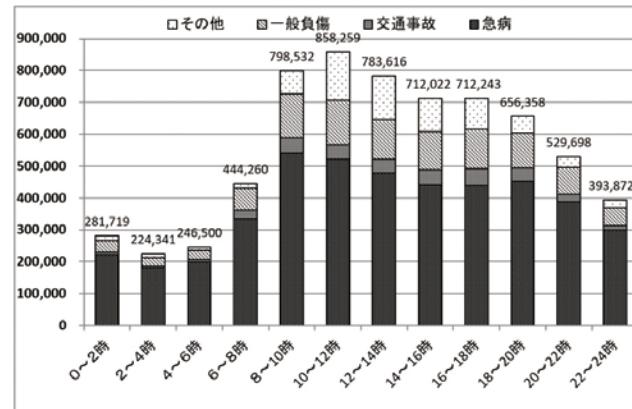
各地域においては、令和7年通知を参考に、地域の実情に応じ、救急業務として転院搬送を行う場合のルール化に向けた取組を積極的に行うこととし、転院搬送における救急車の適正利用を推進している。

#### ►(3) 日勤救急隊の導入促進

令和5年中の救急要請が入電した時刻別の搬送人員をみると、特に、日中の時間帯が相対的に多い状況（特集4-6図）であった。消防庁では従来から「救急隊員の適正な労務管理の推進について（通知）」（平成30年3月30日付け通知）により、救急需要の多い時間帯に増隊する取組を示しているところ、令和6年8月1日の調査では、720消防本部のうち95消防本部において、救急隊の労務管理として、いわゆる日勤救急隊が導入されていた。

#### 特集4-6図 救急要請が入電した時刻別の搬送人員

（令和5年 単位：人）



こうした中、消防庁では、令和6年度検討会の報告を踏まえ、「日勤救急隊の導入検討について（通知）」（令和7年6月5日付け通知）を発出し、日勤救急隊を導入した消防本部の事例を紹介し、日勤救急隊を増隊することにより救急隊1隊当たりの活動時間の平準化や救急隊員の多様な働き方に資すると考えられると同時に、日中等に需要が多い地域へ配置することで増大する救急需要への対策の強化となると考えられるため、地域の実情に応じ、日勤救急隊の導入を検討するよう通知した。

#### ►(4) 救急業務のDX推進

令和6年中の救急出動件数と搬送人員は過去最多を更新したほか、令和6年と新型コロナ禍以前の令和元年を比較すると、病院収容所要時間は延伸しており、救急需要増大に伴い、救急隊員の業務負担が増加している。救急業務におけるデジタル技術の導入は救急隊員の業務負担軽減に資するものであることから、消防本部におけるDX推進を図ることを目的として、令和7年3月31日に「救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログ（以下、本特集において「技術カタログ」という。）」を作成した。

技術カタログでは、一連の救急活動を4つのフェーズに分け、労務負担軽減等が期待される13の機能を有するものを対象として、事業者に公募した上で、40のシステムを掲載している（特集4-7図）。

今後も、救急業務の効率化・円滑化に資する新たな技術の公募を行って、技術カタログを更新すること等により、引き続き、消防本部における救急業務のDX推進を図ることとしている。

## 特集4-7図 救急業務のDX推進に係る消防本部担当者向け技術カタログ

フェーズ	I. 119入電～出動～現場到着	II. 傷病者接触～車内収容～搬送先選定	III. 現場出発～病院収容 (医師引継)	IV. 帰署～事務処理
DX化新機能	①救急需要予測 ②救急隊(車)最適配置 (AI、ビッグデータ) ③映像通報	④医療機関とのデータ・画像共有(12誘導心電図等、バイタル伝送等)  ⑤観察内容等の自動記録 ⑥バイタルサインや画像の分析による 傷病判定補助  ⑦医療機関の空き情報把握・収容依頼	⑧収集した情報を引継 書へ自動反映 ⑨電子サイン	⑩活動記録票への 自動反映  ⑪活動記録票や予後 入力等による事後検 証支援  ⑫救急車の資材在庫 管理  ⑬救急隊員の労務負 担の把握

## 特集 5

## 消防団を中心とした地域防災力の充実強化

火災の発生に加え、災害が激甚化・頻発化し、大規模地震の発生も切迫する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性が更に増している。

消防庁では、平成25年12月に成立した「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」（以下、本特集において「消防団等充実強化法」という。）（**特集5-1図**）を踏まえ、地域で防災活動を担う多様な主体が支える地域防災力の充実強化に向け取り組んでいる。

特に消防団は、

- ・ 地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- ・ 要員動員力（消防団員数は消防職員数の約4.4倍）
- ・ 即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を有しており、地域防災力の中核として、更なる充実強化に向け取り組む必要がある。

## 特集5-1図 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

## 1. 目的・基本理念等

- 消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

## 2. 基本的施策

## （1）消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
  - ・意識の啓発（9条）
  - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
  - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
  - ・消防団員の待遇の改善（13条）
  - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
  - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

## （2）地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

## 1

## 消防団の現状

## ▶(1) 消防団員数の全体傾向

消防団員数は年々減少しており、令和7年4月1日現在、前年に比べ1万4,458人減少し、73万2,223人となった（**特集5-2図**）。

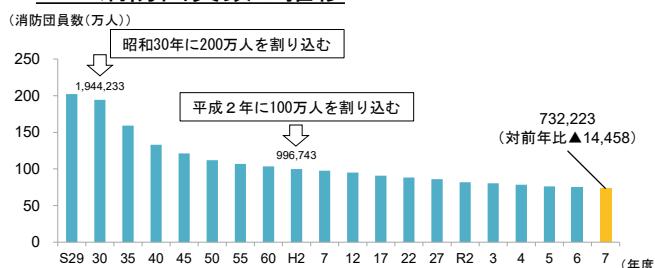
一方で、入団促進に向けて重点的に取り組んできた女性消防団員や学生消防団員（大学生、大学院生、専門学校生等の消防団員）、機能別消防団員については、継続して増加している。

消防団員の平均年齢は毎年少しづつ上昇しており、令和7年4月1日現在、前年に比べ0.5歳上昇し、平均44.5歳となっている。

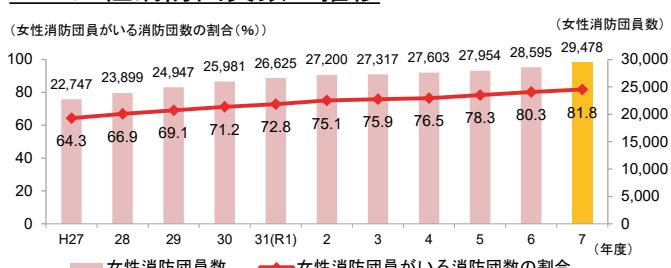
## 特集5-2図 消防団員数の現状

- R7.4.1時点の消防団員数は732,223人(▲14,458人(▲1.9%)) 入団者数:37,757人、退団者数:52,215人)
- 重点的に取り組んできた女性団員、学生団員及び機能別団員については増加傾向
  - 女性団員 29,478人(+883人(+3.1%)) ※女性団員がいる消防団数は1,775団(+29団)
  - 学生団員 7,568人(+446人(+6.3%)) ※学生団員がいる消防団数は896団(+34団)
  - 機能別団員 40,195人(+2,615人(+7.0%)) ※機能別団員(分団)制度は803市区町村で導入済(+53市町村)

### 1 消防団員数の推移



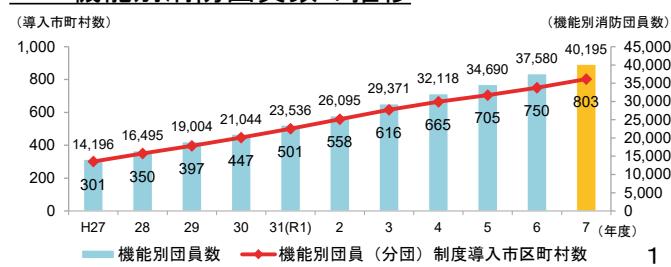
### 2 女性消防団員数の推移



### 3 学生消防団員数の推移



### 4 機能別消防団員数の推移



### ■(2) 被用者である消防団員の割合の増加

被用者である消防団員の全消防団員に占める割合は高い水準で推移しており、令和7年4月1日現在、73.3%となっている。

機能別消防団員の数も年々増加しており、令和7年4月1日現在、前年に比べ2,615人増加し、4万195人となっている。

### ■(3) 女性消防団員の増加

女性消防団員の数は年々増加しており、令和7年4月1日現在、前年に比べ883人増加し、2万9,478人となっている。また、女性消防団員がいる消防団の割合は、同日現在で、81.8%となっている。

## 2 消防団の充実強化の取組

### ■(1) 処遇改善の推進

#### ア 報酬等の処遇改善

消防団員の報酬等について、消防庁において「非常勤消防団員の報酬等の基準」(以下、本特集において「基準」という。)を策定している。基準では、消防団員への報酬は年額報酬と出動報酬の2種類とし、年額報酬は「団員」階級の者については36,500円、出動報酬は災害時1日当たり8,000円を標準額とすることや、報酬等は消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給することなどを定めている。

令和4年度に地方交付税の算定方法の見直しを行い、各市町村が負担する消防団員の報酬等に係る財政需要を的確に反映することとしており、処遇改善を推進してきた。

その結果、「団員」階級の年額報酬において基準を満たす市町村が令和4年4月1日は69.1%であったところ、令和7年4月1日には93.1%まで増加

### ■(4) 学生消防団員の増加

学生消防団員の数も増加しており、令和7年4月1日現在、前年に比べ446人増加し、7,568人となっている。

### ■(5) 機能別消防団員の増加

機能別消防団員とは、全ての災害対応・活動に参加する基本団員とは異なり、入団時に決めた特定の活動・役割を担う消防団員である。例えば、基本団員のみでは人員不足が生じるような大規模災害に限り出動する「大規模災害団員」や、高齢者宅訪問等の火災予防、広報活動等のみに従事する団員などが挙げられる。

し、着実に改善が図られてきた（特集5-1表）。

加えて、令和6年度からは「班長」階級以上の年額報酬に係る経費について、実績に応じた特別交付税措置を新たに講じ、処遇改善に向けて更なる取組を進めている。

一方で、未だ基準を満たしていない市町村もあることから、今後も、様々な機会を捉えて、年額報酬や災害に関する出動報酬、消防団員個人への報酬等の直接支給について、基準に沿った対応が行われるよう、各地方公共団体に対し働き掛けを行っていくこととしている。

#### イ 退職報償金の勤務年数「35年以上」区分の導入

退職報償金は、市町村が、消防団員が退職した際にその労苦に報いるため、慰労金の性格として団員の階級及び勤務年数に応じ、条例により支給している。

消防団員数が年々減少している中、地域防災力を確保するためには、入団促進のみならず、既に在籍している消防団員にできる限り長く在籍していただくことが重要である。特に、高齢化が進む地方においては、シニア層の消防団員の個々の能力に応じた活躍促進が不可欠となっている。

このため、勤務年数「30年」区分で頭打ちとなっ

ていた退職報償金制度に、令和7年度から新たに「35年以上」区分を導入し、消防団員の処遇改善を図っている。

#### ■(2) 消防団に対する理解の促進

地域の安全・安心に欠くことのできない消防団活動について広く認識・評価されることが、消防団員の処遇改善や、今後の消防団員確保につながるものと考えられることから、消防庁では、以下の消防団への入団促進策や消防団活動の発信・表彰等の取組を実施している。

#### ア 消防団入団促進広報の全国展開

消防団への入団促進広報を一層充実させるため、年間を通じて取り組んでいる。特に、入団者数の減少が著しい若者に向けた広報を推進するため、女性や若者からの知名度が高い著名人を「消防団入団促進サポーター」として起用し、制作した消防団員募集ポスターやPR動画などを全国の都道府県、市町村、消防本部等に配布・周知するほか、若者が触れる機会の多いSNSを活用した情報発信を行っている。

また、全国のショッピングモールにおいて、若者や家族連れをターゲットにした入団促進イベントを

特集5-1表 都道府県別の消防団員の処遇改善に係る対応状況

（令和7年4月1日時点）

都道府県	団体数	年額報酬		出動報酬		直接支給			
		年額報酬		出動報酬		年額報酬		出動報酬	
		36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
北海道	179	178	99.4%	179	100.0%	179	100.0%	179	100.0%
青森県	40	40	100.0%	40	100.0%	33	82.5%	35	87.5%
岩手県	33	31	93.9%	31	93.9%	30	90.9%	31	93.9%
宮城県	35	34	97.1%	35	100.0%	35	100.0%	35	100.0%
秋田県	25	21	84.0%	23	92.0%	25	100.0%	24	96.0%
山形県	35	35	100.0%	34	97.1%	35	100.0%	35	100.0%
福島県	59	55	93.2%	55	93.2%	56	94.9%	54	91.5%
茨城県	44	34	77.3%	37	84.1%	42	95.5%	39	88.6%
栃木県	25	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%
群馬県	35	33	94.3%	31	88.6%	26	74.3%	26	74.3%
埼玉県	63	63	100.0%	59	93.7%	63	100.0%	62	98.4%
千葉県	54	44	81.5%	48	88.9%	52	96.3%	49	90.7%
東京都	40	40	100.0%	33	82.5%	40	100.0%	40	100.0%
神奈川県	33	33	100.0%	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%
新潟県	30	30	100.0%	28	93.3%	29	96.7%	29	96.7%
富山県	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%	19	100.0%
福井県	18	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%
山梨県	27	13	48.1%	21	77.8%	25	92.6%	24	88.9%
長野県	77	73	94.8%	75	97.4%	73	94.8%	69	89.6%
岐阜県	42	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%
静岡県	35	34	97.1%	34	97.1%	34	97.1%	34	97.1%
愛知県	54	52	96.3%	49	90.7%	52	96.3%	52	96.3%
三重県	29	24	82.8%	29	100.0%	27	93.1%	27	93.1%
滋賀県	19	18	94.7%	17	89.5%	19	100.0%	19	100.0%

都道府県	団体数	年額報酬		出動報酬		直接支給			
		年額報酬		出動報酬		年額報酬		出動報酬	
		36,500円以上 団体数	割合	8,000円以上 団体数	割合	対応 団体数	割合	対応 団体数	割合
京都府	26	25	96.2%	23	88.5%	26	100.0%	26	100.0%
大阪府	43	42	97.7%	41	95.3%	41	95.3%	42	97.7%
兵庫県	41	27	65.9%	38	92.7%	40	97.6%	39	95.1%
奈良県	39	37	94.9%	23	59.0%	33	84.6%	29	74.4%
和歌山県	30	27	90.0%	28	93.3%	30	100.0%	30	100.0%
鳥取県	19	19	100.0%	18	94.7%	14	73.7%	13	68.4%
島根県	19	19	100.0%	18	94.7%	19	100.0%	19	100.0%
岡山県	27	18	66.7%	17	63.0%	23	85.2%	19	70.4%
広島県	23	20	87.0%	23	100.0%	23	100.0%	23	100.0%
山口県	19	14	73.7%	17	89.5%	19	100.0%	19	100.0%
徳島県	24	24	100.0%	23	95.8%	13	54.2%	15	62.5%
香川県	17	17	100.0%	17	100.0%	16	94.1%	17	100.0%
愛媛県	20	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	20	100.0%
高知県	34	34	100.0%	30	88.2%	30	88.2%	30	88.2%
福岡県	60	60	100.0%	58	96.7%	57	95.0%	56	93.3%
佐賀県	20	10	50.0%	16	80.0%	11	55.0%	15	75.0%
長崎県	21	21	100.0%	21	100.0%	15	71.4%	17	81.0%
熊本県	45	45	100.0%	41	91.1%	38	84.4%	38	84.4%
大分県	18	16	88.9%	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%
宮崎県	26	24	92.3%	23	88.5%	18	69.2%	20	76.9%
鹿児島県	43	43	100.0%	41	95.3%	42	97.7%	43	100.0%
沖縄県	41	36	87.8%	33	80.5%	41	100.0%	41	100.0%
全国計	1,720	1,602	93.1%	1,596	92.8%	1,614	93.8%	1,604	93.3%
(参考)R6	1,720	1,557	90.5%	1,554	90.3%	1,578	91.7%	1,564	90.9%
(参考)R5	1,720	1,479	86.0%	1,448	84.2%	1,506	87.6%	1,473	85.6%

実施するほか、大学学園祭において学生向けの入団促進イベントを実施している。

#### イ 消防団活動のPR

消防庁ホームページにおいて、消防団の特設コーナーを設置し、消防庁における最新施策や最新情報のほか、各消防団における取組事例等を掲載し、消防団活動や入団促進のPRに努めている。(参照URL:<https://www.fdma.go.jp/relocation/syoboden/>)

#### ウ 消防団等充実強化アドバイザーの派遣

平成19年4月から、消防団の充実強化等に関する豊富な知識や経験を有する「消防団等充実強化アドバイザー」を地方公共団体等に派遣し、消防団への入団促進をはじめ、消防団の充実強化を図るための具体的な助言や情報提供を行っている。

令和7年4月1日現在、33人のアドバイザー（うち女性10人）が全国で活躍している。

#### エ 総務大臣による表彰

消防団員の確保等に積極的に取り組む消防団等に対し、平成25年度より、総務大臣から感謝状を贈呈していたが、消防団等の功績をより一層称えるため、令和5年度に総務大臣が表彰を行う消防団地域貢献表彰を創設した。令和6年度には、平常時の活動により地域防災力の向上や消防団員の確保等に特に積極的に取り組む37団体が受賞した。

#### オ 消防庁長官による表彰

自然災害や大規模事故等の現場において、顕著な活動実績が認められる消防団等に対し、防災功労者消防庁長官表彰を行っており、令和6年度には22団体が受賞した。さらに、令和7年に発生した大規模な林野火災に係る防災功労者消防庁長官表彰を行い、顕著な活動実績が認められた6団体が受賞した。

また、平常時の活動により地域防災力の向上に寄与し、全国の模範となる消防団や、消防団員確保について特に力を入れている消防団、更には、消防団員である従業員を雇用しているなど、消防団活動に特に深い理解や協力を示している事業所等に対し、消防団等地域活動表彰を行っており、令和6年度には、消防団表彰を48団体、事業所表彰を23事業所が受賞した。



消防団員募集ポスター



入団促進PR動画



入団促進イベント（消防団活動の体験）

### 特集5-3図 消防団協力事業所表示制度

事業所の消防団活動への協力が、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるとともに、当該事業所の協力を通じて、地域における防災体制が一層充実することを目的とした制度（平成18年度～）。

#### 認定要件

市町村等消防団協力事業所（次のいずれかに該当すること）	総務省消防庁消防団協力事業所（次のすべてを満たすこと）
<p>市町村等によって要件は異なるが、概ね次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が消防団に相当数入団していること</li> <li>・従業員の消防団活動に積極的に配慮していること</li> <li>・災害時に資機材等を消防団に提供するなど協力していること</li> <li>・従業員による機能別分団等を設置していること 等</li> </ul> <p>【市町村等のマーク（シルバーマーク）】</p>	<p>市町村等消防団協力事業所の認定を受けていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員が従業員の概ね1割以上いること（最低5人以上）</li> <li>・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること 等</li> </ul> <p>認定事業所数：768事業所（R7.4.1現在）</p> <p>【消防庁のマーク（ゴールドマーク）】</p>

#### 本制度導入市町村数と市町村等消防団協力事業所数の推移



#### 自治体による支援策の実施状況（令和7年4月1日現在）

<都道府県 32団体> ※重複団体は下線	
①金融 10団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県制度融資信用保証料割引（宮城県、福島県、山梨県、三重県）</li> <li>・中小企業振興資金における貸付利率の優遇（長野県、京都府、宮崎県）</li> <li>・中小企業制度融資（山梨県、島根県）</li> <li>・事業税の減免（長野県、岐阜県、静岡県）</li> </ul>
②入札 24団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格の加点・総合評価落札方式の加点 など</li> <li>（青森県、宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、京都府、島根県、広島県、山口県、徳島県、高知県、滋賀県、長崎県、熊本県、宮崎県）</li> </ul>
③その他 19団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員雇用貢献企業報奨金制度（岐阜県）</li> <li>・表彰制度（宮城県、秋田県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県）</li> </ul>
<市町村等 446団体>（東京都特別区は一つとして計上） ※重複33団体	
①入札 296団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加資格の加点・総合評価落札方式の加点 など</li> </ul>
②その他 182団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団協力事業所報償金</li> <li>・防災行政無線戸別受信機の無償貸与</li> <li>・消火器の無償提供</li> <li>・表彰制度</li> <li>・広報誌広告掲載料の免除</li> <li>・防災ラジオの無償貸与</li> </ul>

### （3）幅広い住民の入団促進

#### ア 社会環境の変化等に対応した制度等の導入

多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながらも各消防団員の得意分野を活かせる機能別消防団員や機能別分団の創設が有効である。また、定年制度の見直しや、居住者だけでなく通勤・通学者も加入対象とするなど、幅広い層の人材が入団できる環境の整備を図ることが必要である。

令和7年1月31日には、消防庁長官から各都道府県知事等に通知（以下、本特集において「令和6年度消防庁長官通知」という。）を発出し、地域特性等の実情に合わせた機能別消防団員・機能別分団の

導入について積極的に検討するよう働き掛けている。

また、高齢化が進む地方におけるシニア層の消防団員の活躍を推進するため、定年制度の撤廃や、消防職員や自衛官などの消防団に親和性の高い関係機関O Bの活用を促進するよう働き掛けている。

#### イ 被用者の入団促進と企業等との連携

被用者である消防団員の割合の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所等の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっている。そのため、平成18年度から「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所等への支援策の導入促進を図っている（特集5-3図）。令和7年4月1日

現在、本制度を導入している市町村等の数は1,385、市町村等消防団協力事業所の数は1万8,007となっている。令和6年度消防庁長官通知では、未導入の市町村においては、本制度の導入により、企業等の消防団活動への理解を促し、被用者の消防団への入団促進につなげるよう周知している。

市町村等消防団協力事業所のうち、特に顕著な実績が認められる事業所等を「総務省消防庁消防団協力事業所」として認定しており、令和7年4月1日現在、認定事業所等の数は768となっている。なお、消防庁認定に当たっては、複数の事業所を持つ企業等は、企業等全体での認定も可能である。

また、消防団活動に特に深い理解を示し、消防団に協力している事業所等に対し、消防庁長官による表彰も行っている。

さらに、就業規則や社内文書等で、勤務時間中の消防団活動を特別休暇とするなどの業務上の配慮を行っている企業の取組や、企業との連携による入団促進の取組について、事例集に掲載し周知するとともに、「消防団の更なる充実強化に向けた企業等との連携強化について（協力依頼）」（令和6年10月15日付け通知）を発出し、企業等へ消防団活動の周知・理解促進等を行い、地方公共団体と企業等の更なる連携強化について働き掛けている。

## ウ 女性の入団促進

消防団活動が多様化する中で、女性消防団員には広範囲にわたる活躍が期待されることから、今後更に女性の入団促進に取り組む必要がある。

令和6年度消防庁長官通知において、女性消防団員数の増加に向けた取組の継続を働き掛けている。

また、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的として「全国女性消防団員活性化大



全国女性消防団員活性化大会

会」を毎年度開催している。

さらに、女性の入団促進や、女性の目線を活かした消防団運営などの取組について助言できる知識や経験豊かな「消防団等充実強化アドバイザー」（詳細は（2）ウを参照）を全国に派遣している。

## エ 学生の入団促進

学生は、現在又は将来の消防団活動の担い手として期待されることから、積極的な入団促進に取り組む必要がある。

消防団に所属する大学生、大学院生、専門学校生等に対する就職活動支援の一環として、平成26年11月から「学生消防団活動認証制度」の普及を図っている。この制度は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会に多大な貢献をした学生消防団員に対し、市町村がその実績を認証するものである。

令和7年4月1日現在、本制度を導入している市町村の数は417となっている。令和6年度消防庁長官通知においても、大学等を訪問し、学生消防団活動認証制度の活用を働き掛けることなどにより大学生等の消防団への積極的な入団を促進するように各市町村に対して呼び掛けており、今後も導入に向けた働き掛けを行っていく。

## オ 将来の担い手等の育成

自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育の取組に、地域防災力の中核を担う消防団員等が積極的に携わることは、消防団の活動に対する理解、ひいては将来の地域防災力の担い手を育成するためにも有効である。

このため、消防庁では、文部科学省と連携し「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和3年12月1日付け通知）を発出し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団員等が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう要請しており、令和6年度消防庁長官通知においても、これを踏まえて消防団員等が参画した防災教育の推進について働き掛けている。

## カ 新たな社会環境に対応する取組

災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、消防団に求められる役割が多様化していることや、共働き世帯が年々増加していること、全消防団員に占める被用者

の割合が増加していることなど、消防団を取り巻く社会環境が変化する中で、消防団の運営に当たり、消防団内部での幅広い意見交換や、市町村・地域住民との連携がより重要となっている。消防庁では、社会環境の変化に対応した消防団運営の普及・促進に向け、令和4年度から「消防団の力向上モデル事業」を実施している。本モデル事業では「消防団員が活動しやすい環境づくり」「災害現場で役立つ訓練の普及」「デジタル技術の活用」「企業や大学等と連携した入団促進」「免許等取得環境の整備」といった様々な分野における地方公共団体の取組を支援しており、令和7年度は97件を採択している。なお、本事業を活用して実施された各地方公共団体の取組は、横展開を図るために、消防庁ホームページにおいて紹介を行っている。

#### キ 消防団員の確保に向けたマニュアルの作成

女性や若年層をはじめとする幅広い住民の入団促進に向けた取組の参考となるよう、令和7年1月に消防団員の確保や負担軽減など、働き方改革につながるノウハウ等を記載した「消防団員の確保に向けたマニュアル」を作成した。

この中において、様々な業種・世代との交流や地



消防団員の確保に向けたマニュアル

域への貢献、防災に関する知識・スキルが習得できるといった消防団の魅力を明確化し、機能別消防団員制度等の活用や、企業等との連携を通じた新規消防団員確保に向けた働き掛け、女性・若年層が活動しやすい環境づくり等のポイントや優良事例などについて紹介を行っている。

#### ►(4) 平時の消防団活動のあり方

##### ア 地域の実態に即し、災害現場で役立つ訓練

近年頻発する災害においては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた住民の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

消防庁では、救助用資機材等の整備に対する国庫補助や、救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付け事業（詳細は（5）を参照）を行い、消防団の訓練等を支援している。

一方で、様々な訓練を実施することが消防団員にとって過大な負担となるおそれもあることから、真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図ることが必要である。

##### イ 操法訓練・操法大会

消防活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るため、全国（ア）と（イ）を隔年で開催）、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されている。全国大会については、パフォーマンス的、セレモニー的な動作を審査対象としないなど、実施要領や審査要領において訓練の負担軽減などのための工夫がなされている。

##### （ア）全国消防操法大会の開催

消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国消防操法大会」を開催している。令和6年度は10月12日に、宮城県利府町において第30回大会を開催した。

##### （イ）全国女性消防操法大会の開催

女性消防団員等の消防技術の向上と士気の高揚を図るため「全国女性消防操法大会」を開催しており、令和7年度は10月28日に、神奈川県横浜市において第26回大会を開催した。



全国女性消防操法大会

## ■(5) 装備等の充実

### ア 消防団の装備の充実強化

消防団等充実強化法の成立を契機として、消防庁では、消防団の装備等の充実強化に向け、平成26年に「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示）を改正したほか、以下の取組を行っている。

#### (ア) 消防団の救助用資機材等の整備に対する国庫補助

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に引き続き、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（以下、本特集において「5か年加速化対策」という。）として、消防団の灾害対応能力の向上を図るため、消防団設備整備費補助金を創設し、令和7年度から新たに、補助対象資機材に比較的軽量で容易に使用できる電気で駆動する救助資機材をはじめ、身体を冷却する機能を有する高視認性冷却衣や、ドローンと一体的に整備するタブレット端末を追加している。本補助金の積極的な活用を通じ、消防団の装備の充実及び灾害対応能力の向上を図っている。

高視認性  
冷却衣タブレット端末  
(ドローンと一体的に整備するもの)

#### (イ) 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付け

同じく5か年加速化対策として、市町村に対し、救助用資機材等を搭載した消防車両を無償で貸し付け、訓練等を支援している。

特に、令和6年能登半島地震においては、多数の道路損壊や土砂崩落等により通常の消防車両の通行が困難になり、救助が必要な災害現場への迅速な進出が行えなかった事例などが確認されたことを踏まえ、狭隘な道路や悪路でも通行が可能なオフロードバイクを新たに貸付対象に加え、消防団の灾害対応能力の一層の強化に取り組んでいる（特集5-4図）。

### (ウ) 消防団へのドローン講習の実施

近年、災害が激甚化・頻発化している中、消防団の灾害対応能力の向上、特に早期の情報収集能力の向上が求められており、ドローンの活用が急務となっている。そこで、令和5年度から「消防団災害対応高度化推進事業」として、消防学校等に講師を派遣し、消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を基にした災害対応講習を実施し、消防団の灾害対応能力の高度化を図る取組を行っている（詳細は特集7を参照）。

ドローン講習を受講できることは、特に若年層における消防団への入団促進の効果も期待できることから、引き続き全国において積極的に展開していく。



ドローンを用いた災害対応講習の様子

### (エ) 消防団員のドローン資格取得に対する特別交付税措置

災害時におけるドローンの活用を一層推進すべく、令和7年度からは消防団員のドローン資格（一等・二等無人航空機操縦士）取得に係る経費について、特別交付税措置が講じられている。

## 特集5-4図 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付

- 近年、災害が激甚化・頻発化し、全国各地で甚大な被害をもたらしているが、地域に密着した消防団は、住民の避難誘導や消火・救助など、多岐にわたる活動を行っており、まさに地域防災力の要である。
- 今後発生が危惧されている大規模災害等に備え、消防団の救助活動等の充実を図ることが喫緊の課題となっている。
- このため、機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両を無償で貸し付け、訓練を実施することにより、消防団の災害対応能力の向上を図り、地域防災力の一層の強化を目指す。

※本事業は、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく事業

## 整備する車両・資機材（イメージ）

## 【救助用資機材等を搭載した消防車両】



(小型動力ポンプ積載車(3.5t未満))



(オフロードバイク)

## 【搭載予定資機材(例)】



消防ホース 低水位ストレーナ 電動のこぎり



投光器 金てこ、バール・スコップ

## (才) 消防団拠点施設及び地域防災拠点施設の整備

各市町村が消防団拠点施設や地域防災拠点施設において標準的に備えることを要する施設・機能（研修室、資機材の収納スペース、男女別の更衣室・トイレ等）について、緊急防災・減災事業債をはじめとする財政措置により整備を促進している。

## イ 準中型自動車免許の取得に対する支援

道路交通法の改正により、平成29年3月12日から、準中型自動車免許が新設されるとともに、同日以後に取得した普通自動車免許で運転できる普通自動車の範囲は車両総重量3.5トン未満等とされた。これに伴い、車両総重量3.5トン以上の消防自動車を所有している消防団において、当該自動車を運転する消防団員の確保が課題となる。

そこで、消防庁では、平成30年1月25日、各地方公共団体に対し、消防団員の準中型自動車免許の取得に係る公費助成制度の創設及び改正道路交通法施行後の普通自動車免許で運転できる消防自動車の活用（消防車両の小型化）を依頼した。当該公費助成を行った市町村に対しては、平成30年度から特別交付税措置を講じている。

また、「消防団の力向上モデル事業」（詳細は（3）を参照）により、地方公共団体が実施する準中型免許等の取得環境を整備する取組を支援して

いる。

これらを踏まえ、消防庁では「消防団員の準中型免許の取得促進等について」（令和6年9月26日付け通知）を発出し、準中型免許の取得促進に向けた環境整備により一層取り組むよう要請した。

## 特集 6

## 国民保護施策の推進

## 1 我が国周辺の安全保障環境等

「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日閣議決定）においては、「我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」とされた上で、「ロシアによるウクライナ侵略により、国際秩序を形作るルールの根幹がいとも簡単に破られた。同様の深刻な事態が、将来、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて発生する可能性は排除されない」とされている。

また同時に、北朝鮮に関しては「近年、かつてない高い頻度で、新たな態様での弾道ミサイルの発射等を繰り返し、急速にその能力を増強している」とや、「核戦力を質的・量的に最大限のスピードで強化する方針であり、ミサイル関連技術等の急速な発展と合わせて考えれば、北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている」ことが挙げられている。

## 2 安全保障環境等を踏まえた国民保護施策の進展

平成16年の「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下、本特集において「国民保護法」という。）の施行以来、我が国において武力攻撃事態等<sup>1</sup>及び緊急対処事態<sup>2</sup>が認定され、国民保護法に基づく国民の保護のための措置（以下、本特集において「国民保護措置」という。）が実際に行われたことはいまだ一度もない。

他方、前述のとおり我が国を取り巻く安全保障環境はその厳しさを増しており、諸情勢を踏まえた国民保護の取組の推進が急務となっている。

## ■(1) 避難実施要領のパターンの作成促進

## ア 避難実施要領の策定

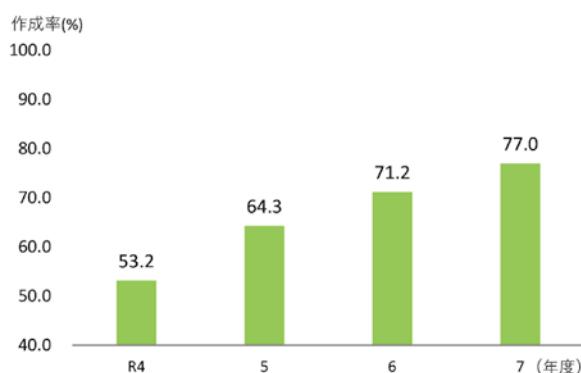
国民保護法において、住民の避難に関して国から避難措置の指示が出され、それを受けた都道府県知事から避難の指示が発出された場合、市町村長は避難実施要領を定め、住民を誘導する必要があるが、国民保護事案発生後の短時間のうちに避難実施要領を一から策定することは困難であることから、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定。以下、本特集において「基本指針」という。）では、市町村は複数の避難実施要領のパターン（以下、本特集において「パターン」という。）をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

## イ 避難実施要領の複数パターン作成促進の取組

「避難実施要領のパターンの作成に関する研修会」の実施などにより作成支援の取組を進めた結果、令和7年4月1日時点において、全国全ての市町村で少なくとも一つのパターンを作成済みとなった。

一方、複数のパターンを作成している市町村の割合は、令和5年4月1日で64.3%（1,119団体）、令和6年4月1日時点で71.2%（1,239団体）、令和7年4月1日時点で77.0%（1,340団体）と増加はしているものの、一層の作成促進に取り組む必要がある（特集6-1図）。

## 特集6-1図 避難実施要領のパターンを複数作成する市町村の割合の推移



\* 1 武力攻撃事態等：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

\* 2 緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものという。

そのため、消防庁では複数パターンの作成促進を目的に、「複数の「避難実施要領のパターン」作成の徹底等について（通知）」（令和7年3月28日消防国第34号）を発出し、作成に向けた取組を依頼している。

さらに、複数パターンの作成率を重点的に考慮して研修会実施都道府県を決定するとともに、新たにパターンの複数化・高度化への支援を希望する市町村に対して、知見を有する地方公共団体の職員等を「避難実施要領パターン作成支援アドバイザー」として派遣し、地域の実情などを踏まえてアドバイスを行う取組を実施し、作成を促進している。

#### ウ 沖縄県・先島5市町村からの避難に係る検討

基本指針において、沖縄県の住民避難については、沖縄本島や本土から遠距離にある離島における避難の適切な実施のための体制づくりなど、国が特段の配慮をすること必要であるとされている。

こうしたこと等を踏まえ、令和4年度以降、消防庁を含む国の関係省庁、沖縄県、先島諸島の5市町村（石垣市、宮古島市、多良間村、竹富町及び与那国町。以下、本特集において「先島市町村」という。）等が協力し、武力攻撃予測事態に至る状況を想定した、先島諸島から九州・山口各県への住民の広域避難に係る図上訓練を毎年度実施している。

消防庁としては、先島諸島からの避難の検討支援や避難に係る関係者間の調整を行うとともに、図上訓練で得られた避難手段や避難経路等の考え方について、既に作成済みの先島市町村のパターンに反映を促すなど、各市町村の住民避難の実効性向上に向けた取組支援を進めている。

加えて、沖縄県に所在する離島市町村のうち、先島市町村以外の市町村については、沖縄県国民保護計画上、沖縄本島への避難が想定されていることから、先島市町村における訓練を通じて得られた避難のノウハウを活用するなど、これらの市町村における沖縄本島への避難の実効性向上に向けた取組支援を県とともに検討していく。

#### ►(2) 避難施設の指定促進等

国民保護法において、都道府県知事及び指定都市の長は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、公園、広場その他の公共施設や、学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設を、あらかじめ避難施設として指定しなければならないこ

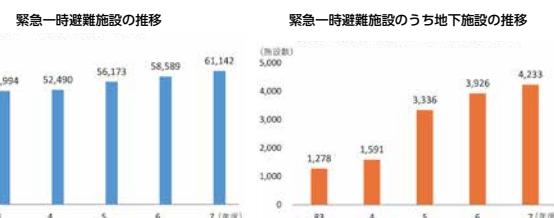
ととされている。

また、基本指針において、避難施設の指定に当たっては、爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮することとされている。

このことから、政府としては、これらの施設を緊急一時避難施設とし、令和3年度からの5年間を緊急一時避難施設の指定に係る集中取組期間と位置付けており、消防庁としても、関係省庁と連携して都道府県及び指定都市への働き掛け等を進めているところである（特集6-2図）。このため、公共施設のみならず民間施設の指定を進めるべく、大規模商業施設や地下施設を管理する事業者に対して、経済産業省や国土交通省を通じ、働き掛けを行うことにより、指定の円滑化を図っている。また、指定に際して課題等を抱える都道府県及び指定都市に対し、知見を蓄積した地方公共団体職員等を「緊急一時避難施設指定推進アドバイザー」として派遣し、指定に関するアドバイスを行う取組を通じて、支援に努めている。

これら避難施設については、国民保護制度に関する概要や弾道ミサイル飛来時の行動等について掲載している内閣官房国民保護ポータルサイトにおいて、地図や地方公共団体ごとの一覧表により、緊急一時避難施設の場所、その施設類型（堅ろうな施設、地下施設）などを参照することが可能である（特集6-3図）。

#### 特集6-2図 緊急一時避難施設の指定数と、そのうち地下施設の指定数の推移



#### 特集6-3図 (1) 緊急一時避難施設（地下施設）の例（福岡市 天神地下街）



## 特集6-3図 (2) 緊急一時避難施設（地下施設）の例（千代田区 東京駅）



### ■(3) 特定臨時避難施設の整備

「国家安全保障戦略」においては、国民保護に関して「武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実現」すべく、武力攻撃の状況や地域の実情等に応じて、「様々な種類の避難施設の確保」等に取り組むことが示された。

これを踏まえ、令和5年度末には、政府として「武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的考え方」等がとりまとめられ、武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る具体的取組として「特定臨時避難施設の整備」が

位置付けられるとともに、政治経済の中枢を含む都市部や、地下施設等の重点取組分野での「緊急一時避難施設の指定促進」及び緊急一時避難施設の実態を調査した上で、地域の実情に応じて、その充実を含めてあり方を検討する「緊急一時避難施設の充実」が位置付けられた。

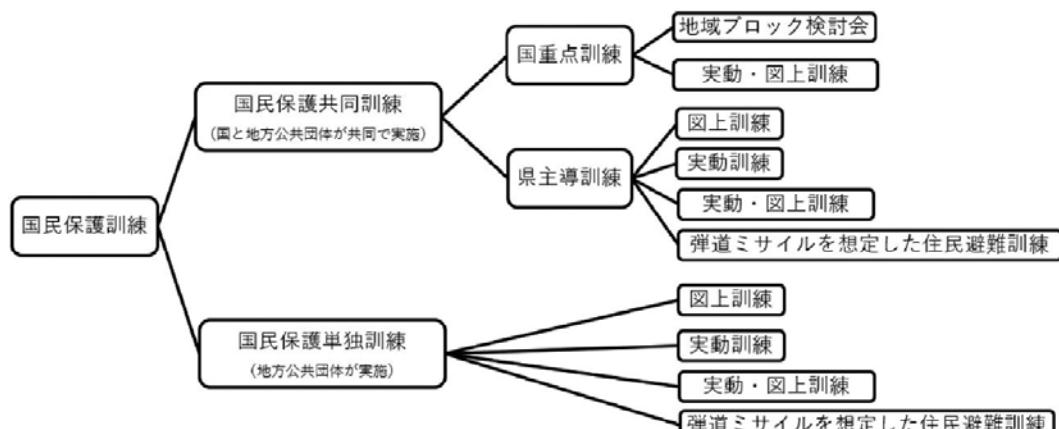
このうち、「特定臨時避難施設の整備」について、具体的には、必要時には武力攻撃より十分に先立って、住民等の広域避難（市町村の区域を越えた避難）を開始し、完了することが最も重要であるとの認識の下、広域避難の際に輸送手段が航空機や船舶に限られるといった避難の困難性等に鑑み、先島市町村に一定期間避難可能で堅ろうな「特定臨時避難施設」の整備を進めていくこととされた。

消防庁は、先島市町村のうち竹富町及び多良間村における特定臨時避難施設の整備を支援することとしている。竹富町及び多良間村のいずれも、令和7年度に基本設計を開始したところであり、消防庁として、関係省庁と連携し、地域の実情に応じた取組の推進を図っている（特集6-4図）。

## 特集6-4図 竹富町及び多良間村における特定臨時避難施設の整備予定地

	竹富町	多良間村
整備場所（予定）	新築する（西表島）大原庁舎の地下  整備予定地	新築する移住定住促進住宅の地下  整備予定地
平時の利用方法（予定）	会議室・事務室	多目的ホール・事務室

## 特集6-5図 国民保護訓練の分類



## ►(4) 国民保護共同訓練の充実強化

国民保護法において、国や地方公共団体は国民保護措置に関する訓練を行うよう努めることとされており、消防庁は内閣官房とともに、都道府県や市町村との共同訓練を実施してきた（特集6-5図）。

### ア 国重点訓練

#### (ア) 地域ブロック検討会

国と地方公共団体の間で最新の情勢認識を共有するとともに、国民保護関連の各種課題に対する検討や意見交換を実施する。

#### (イ) 実動及び図上訓練

複数の都道府県が参加する大規模な訓練など、都道府県単独では実施困難かつ従来よりも高度な訓練を国の主導の下に実施し、国、都道府県、市町村及び関係機関相互の連携を強化するとともに、国民保護措置への理解の促進を図る。

### イ 県主導訓練

主に都道府県が訓練内容等を企画・立案し、消防庁や内閣官房等が支援を行い、訓練を実施している（特集6-6図）。

また、北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されていること等を踏まえ、令和4年9月から弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を再開している。訓練では、弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性があると判明した場合にどのような行動をとるべきかについて、住民の理解を深めるため、近くの建物の中や地下への避難を実施している（特集6-7図）。

引き続き、全国各地の多くの地域で効果的な訓練が実施されるよう取り組んでいく。

#### 特集6-6図 県主導訓練の例（図上訓練）



## 特集6-7図 県主導訓練の例（弾道ミサイルを想定した住民避難訓練）



## 3 最近の北朝鮮によるミサイル発射の動向と発射に対する消防庁の対応

### ►(1) 全般

北朝鮮は、平成28年2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射以降、頻繁にミサイルの発射を繰り返している。

これを受け、消防庁では、弾道ミサイルが発射され、我が国の領土・領海に落下する又は我が国の領土・領海の上空を通過する可能性があると判明した場合には、全国瞬時警報システム<sup>\*3</sup>（以下、本特集において「Jアラート」という。）を使用して都道府県・市町村を通じた住民への迅速な情報伝達を行っている（特集6-8図）。

また、北朝鮮が弾道ミサイルの発射を繰り返している状況を踏まえ、地域住民の安全・安心の確保を図るため、緊急一時避難施設の指定を促進するとともに、内閣官房国民保護ポータルサイトにおいて、緊急一時避難施設の場所や弾道ミサイル飛来時の行動等を掲載している（特集6-9図）。

\* 3 全国瞬時警報システム：内閣官房から発出される弾道ミサイル攻撃など国民保護に関する情報や気象庁より発出される緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報、人工衛星及び地上回線を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することができるシステム

## ►(2) 情報伝達の確実性向上に向けた取組

消防庁では、Jアラートを運用する全ての地方公共団体を対象とした全国一斉情報伝達試験や、全てのJアラート情報受信機関を対象とした導通試験を実施し、Jアラートが正常に動作することを定期的に確認している。

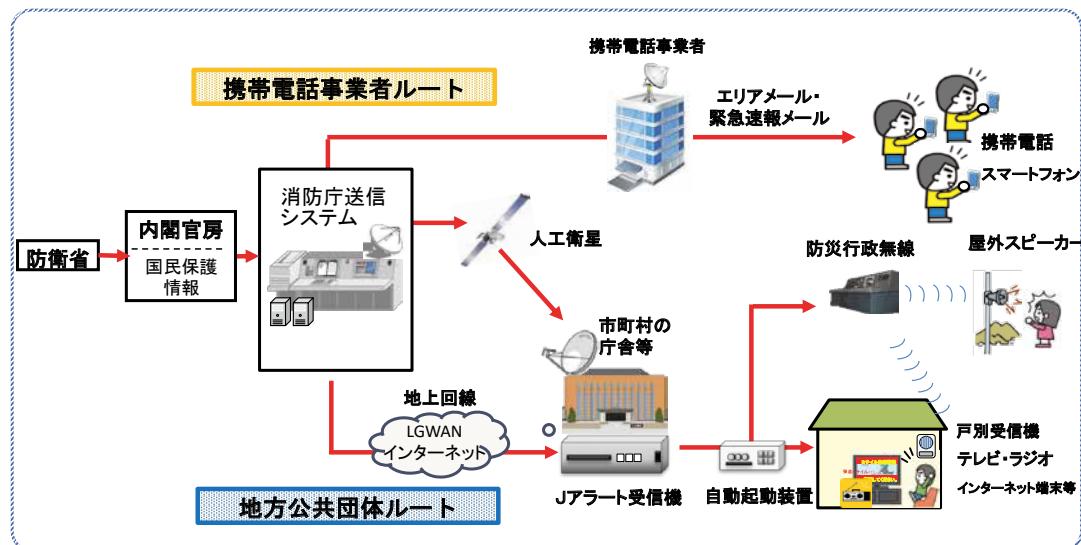
今後も、Jアラート関連機器点検チェックシート等に基づく機器の設定確認や再点検を徹底とともに、支障のあった団体に対し、その都度その原因を調査し、早急に改善を図るための支援体制を強化

するなど、国民に対する速やかな情報伝達を図っていく。

## 4 おわりに

今後も、パターンの作成促進や避難施設の指定促進、国民保護共同訓練の充実強化、国民保護情報の一層確実な情報伝達や弾道ミサイル飛来時の住民避難行動の周知に取り組み、国民保護体制の強化に努めていく。

### 特集6-8図 弾道ミサイル発射時のJアラートによる情報伝達



### 特集6-9図 弾道ミサイル飛来時の行動について (内閣官房作成資料)



## 特集7

## 消防分野におけるDX・新技術の活用の推進

近年、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの大規模地震への備えに加え、風水害の激甚化・頻発化、さらには社会経済活動の変化や少子高齢化の進展など、消防を取り巻く環境は大きく変化している。こうした災害リスクの多様化・複雑化に対応し、災害対応力の強化を図るために、消防分野においてDXや新技術の活用を積極的に進めが必要である。

消防庁では、常備消防や消防団の効果的な活動を実現するとともに、国民の利便性向上や事業者の業務効率化を図るために、DXや新技術の活用を推進している。

本特集では、消防庁におけるDXや新技術の活用の推進に係る主な取組について紹介する。

## 1 消防分野における推進体制

## ►(1) 消防庁における推進体制

消防庁では、消防分野におけるDXや新技術の活用を推進するため、令和7年4月に消防庁総務課内に「技術戦略室」を設置した。現在、技術戦略室を中心に、消防機関や関係団体、研究機関、企業等と連携しながら、戦略的な施策の企画・立案を進めている。

## ►(2) 消防技術戦略会議

消防庁では、AIやロボティクスなどのデジタル技術をはじめとする科学技術の進展を踏まえ、中長期的な視点に立って消防技術戦略のあり方を検討するため、令和7年6月から「消防技術戦略会議」を開催している（特集7-1図）。

当該会議には、消防防災の専門家に加え、AIやロボティクスなどの先端技術の専門家、さらには国の研究機関や消防機関の代表者が参画し、消防の現場ニーズと近年の技術動向を踏まえ、消防分野における技術戦略について幅広い視点で議論が行われている。

消防庁では、当該会議における議論を踏まえ、今後、継続的に研究開発等を推進していく重点分野を設定するとともに、関係機関との相互連携の強化、

現場実装・導入の推進等に取り組んでいくこととしている。

特集7-1図 第1回 消防技術戦略会議の様子（令和7年6月5日開催）



## 2 研究開発・実用化の状況

## ►(1) 消防研究センターにおける研究開発等

消防研究センターは、国内唯一の消防に関する総合的研究機関であり、現場の消防職団員の活動を科学技術の面から支えて、社会の安心と安全の要請に応える研究開発を実施している。

最近の主な研究開発課題は以下のとおり。

## ア 林野火災対応に活用可能な延焼シミュレーション

大船渡市林野火災では、延焼拡大が急激で、また、被害が広範囲に及んだため、火災の状況の早期把握が困難であった。また、刻々と変化する火災の全容把握が難しく、特に飛び火や風向きの変化による林野と市街地にまたがる延焼拡大の対応に苦慮した。

こうした課題を踏まえ、消防研究センターでは、林野火災延焼シミュレーションと市街地火災延焼シミュレーションを連携させた新たな延焼シミュレーション技術の研究開発を進めている（特集7-2図）。このシミュレーションは、高い精度で林野火災の延焼拡大状況を予測し、林野と市街地にまたがる延焼拡大や、飛び火の飛散範囲などについて評価できるものを目指している。このシミュレーションを活用することで、林野火災における安全で効率的な消防活動、訓練、警防計画の策定に寄与することが期待される。

## 特集7-2図 林野火災対応に活用可能な延焼シミュレーションのイメージ

右図：林野火災シミュレーション 左図：市街地火災延焼シミュレーション



### イ AIを活用した救急隊運用最適化

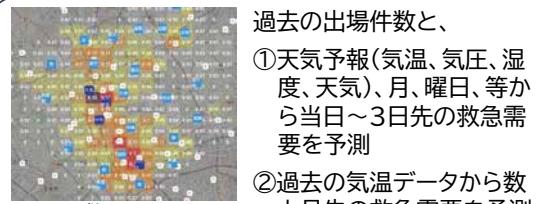
令和6年中の救急自動車による現場到着所要時間(119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間)の平均、病院収容所要時間(119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間)の平均は、ともに延伸傾向にある。

こうした課題を踏まえ、消防研究センターでは、現場到着所要時間を短縮するため、AIを活用した救急隊運用最適化に関する研究開発を進めている(特集7-3図)。令和7年には、12消防本部が導入に向けた検討を行っており、このうち北九州市消防局、奈良県広域消防組合消防本部、京都市消防局及び藤沢市消防局の4消防本部においては実証研究が行われている。今後は、更なる予測精度の向上、高度化を目指し、特定の時期や時間帯において突発的に救急需要が増加する要因(インフルエンザや熱中症など)に関するデータを組み込む研究開発を進め

### 特集7-3図 AIを活用した救急隊運用最適化手法

#### AIを活用した救急隊運用最適化の研究

##### 【研究成果①】日々の救急隊の運用を効率化



既存救急隊で当日～3日先、数カ月先の運用最適化

救急需要が多いと予測される待機場所(消防署)に救急隊を事前に移動

【効果】①現着到着所要時間の平均の短縮  
②特に現場到着所要時間が長い事案では顕著に短縮  
③救急隊毎の出場件数の平準化

ていく。

### ウ ドローン等を活用した現場対応型情報収集システム

災害現場においては、早期に被害状況を把握し、現場活動の方針を迅速に決定することが求められる。その手段として、ドローンによる映像撮影は有効であるが、撮影映像と地図情報の連携に時間を要する場合や、災害現場における通信環境の確保が困難な場合などがある。

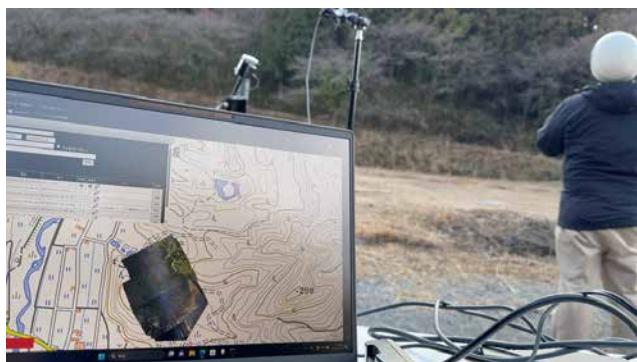
こうした課題を踏まえ、消防研究センターでは、ドローンが撮影した災害現場の画像を同時に地図上に反映し、活用できるシステムの研究開発を進めている(特集7-4図、特集7-5図)。令和3年7月3日に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、消防研究センターが開発したドローンシステムを用いて現場状況の地図を作成し、現地指揮本部において活用した。その後も更なる改良に取り組んでおり、令和6年度には開発中のシステムの信頼性を確認するための精度検証や、レーザー測定装置を搭載したドローンを用い、夜間でも地表の形状を詳細に把握可能なシステムの開発などを行った。これらのシステム開発に当たっては、実際の災害現場での運用を想定し、インターネット等の外部通信に依存しないこと、必要な資機材を軽量・コンパクト化し車両一台で運用可能であること、省人化及び操作性を簡便化することに留意している。

##### 【研究成果②】救急需要将来推計→運用最適化



移動配備 日勤隊増隊

## 特集7-4図 ドローンの飛行中に画像合成を行っている様子



## 特集7-5図 ドローン撮影により作成した土石流発生現場の画像



## ▶(2) 消防防災科学技術研究推進制度を活用した研究開発の推進

「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的研究費）では、広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から、政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえた上で学識経験者等からなる「消防防災科学技術研究推進評価会」の審議結果に基づき、採択する研究開発課題を決定している。

この度「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）において「消防分野におけるDX・新技術の活用に関する対策」が「推進が特に必要となる施策」の一つに位置付けられたほか、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては「消防・防災DX、防災科学技術の開発・導入等を進める」ことが記載された。

このことを踏まえ、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）においては、令和7年度から、従来実施してきた消防防災行政に係る継続的な課題解決のための研究開発に加え、近年発生した災害等を踏まえた研究開発や新技術の実用化に向けた研究開発を推進している。

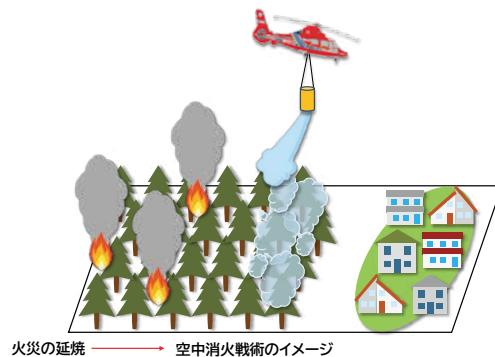
令和7年度の主な研究開発課題は以下のとおり。

## ア 近年発生した災害等における課題を踏まえた研究開発

## (ア) 令和7年大船渡市林野火災を踏まえたテーマ

令和7年2月26日に大船渡市において発生した林野火災を踏まえ、令和7年度は、林野火災に活用できる技術の研究開発を緊急枠として募集し、2件実施している（特集7-6図）。

## 特集7-6図 大船渡市林野火災を踏まえた研究開発の一例



## (イ) 令和6年能登半島地震を踏まえたテーマ

令和6年能登半島地震に伴う輪島市大規模火災では、津波警報発表下における浸水想定区域内での消防活動が課題となった。このため、地震や津波発生時の大規模な火災現場など、消防隊員の進入が困難な区域において、消防隊員の安全を確保した上で消火活動を継続するための研究開発を4件実施している（特集7-7図）。

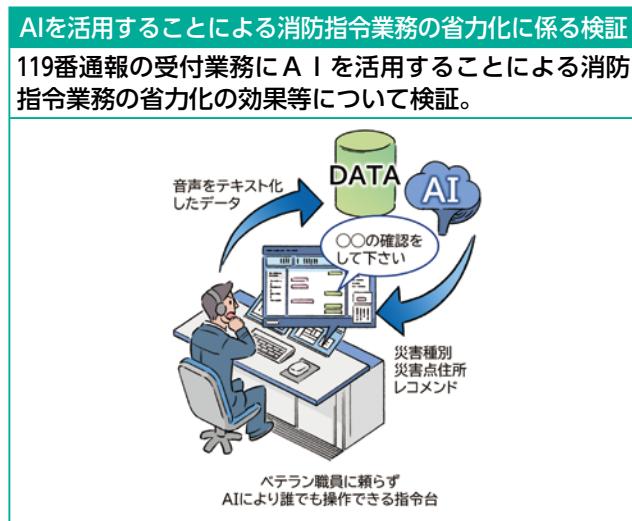
## 特集7-7図 令和6年能登半島地震を踏まえた研究開発の一例



## イ DX・新技術の導入に向けた研究開発

消防防災の現場に既に導入済み又は導入予定のDX・新技術に係る現場運用について検証し、必要となる機器の改良や消防機関等における実運用に必要なマニュアル等を作成するための研究開発を3件実施している（特集7-8図）。

## 特集7-8図 DX・新技術の導入に向けた研究開発の一例



## ウ その他

消防防災行政に係る継続的な課題解決のための研究開発を13件実施している。

### ► (3) 消防分野における最新技術活用検証事業

近年のデジタル技術の進展から、社会の様々な分野において、DX・新技術の活用が進んでいる。

スタートアップ企業などが開発した最新技術の中には、消防活動に活用できる可能性があるものが登場してきていると考えられるが、このような最新技術について、企業等と消防機関が意見交換を行い、共同で有効性を検証する機会がないことが課題となっている。

そのため、令和7年度から新たな取組として内閣府事前防災対策総合推進費<sup>※1</sup>を活用し、スタートアップ企業などの最新技術と消防機関の現場ニーズをマッチングし、共同で活用検証等を行うことで、消防分野のみならず国全体への技術導入に係る具体的な手法を検討する事業を行っている(特集7-9図)。

## 特集7-9図 消防分野における最新技術活用検証事業の流れ



### 3 その他DX・新技術の活用の推進

## ▶(1) 消防業務システムの標準化・クラウド化

## ア 背景

多くの消防本部では、警防や予防、水利、要援護者情報といった様々なデータの管理や消防本部の業務に必要な各種機能を提供する「消防業務システム」が整備されており、このシステムにより消防職員の日常業務が支えられているが、当該システムは一般的にオンプレミス環境<sup>※2</sup>で整備されている。このことにより、各消防本部におけるシステム導入・刷新時の費用や職員の業務負担が大きくなることや、制度改正等に応じて必要な時に必要なツール・機能を柔軟に導入することが難しくなること等の課題がある。

## イ 現在の取組

こうした背景を踏まえ、消防庁では「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」を開催し、消防本部のシステムの更なる効率化・高度化に向け、消防業務システムにおけるクラウド活用等について検討した。

上記検討の結果を踏まえ、令和6年10月に消防業務システムの機能や消防業務で用いる主な書類等の要件、クラウド上のシステムの調達の流れ、ネットワークの選定ポイント等を消防業務システムの標準仕様書等として策定・公表した。また、令和7年3月には、これまでの検討内容及び検討結果を「消防指令システムの高度化等に向けた検討会最終とりまとめ」として策定・公表した（特集7-10図）。

## ウ 期待される効果

標準化により、各消防本部は標準仕様に準拠したシステムをカスタマイズせずに利用することが可能となるため、消防本部職員のシステム導入・刷新時の業務負担の軽減が期待される。

また、クラウド化（SaaS型<sup>※3</sup>）により、各消防本部は民間事業者がクラウド上に構築した業務システムを共同利用できるようになるため、サーバーやソフトウェア等を個別に構築する必要がなくなり、システム整備に係る初期コストが軽減される。さらに、制度改正等が行われシステム改修が必要となつた際には、民間事業者がクラウド上のシステムを改

\*1 今後の防災庁の設置を見据え、内閣府防災担当の災害対応の司令塔機能を強化する観点から、各省庁等が実施する事前防災対策事業に対して支援する予算

※2 各消防本部において施設内にサーバーやソフトウェア等を個別に構築して運用する環境

※3 SaaS(Software as a Service)クラウド上で提供されるソフトウェアを利用するサービス

## 特集7-10図 消防業務システムの標準化・クラウド化のイメージ



修することにより対応が可能となるため、各消防本部における個別対応の負担が軽減される。加えて、業務の状況や利用本部のニーズに応じたツール・機能を必要な時にクラウド上のサービスから選択して利用できるようになる。

## 工 今後の取組方針

今後は、標準仕様の普及がより一層進むよう、各消防本部やシステム事業者へのヒアリングの実施による標準仕様書に準拠したシステムの導入事例の収集や、標準仕様書等を利用する関係者（消防本部、システム事業者等）の意見を踏まえた標準仕様等の適宜の見直し等を実施する。

## ■(2) 火災予防分野における技術カタログ

## ア 背景

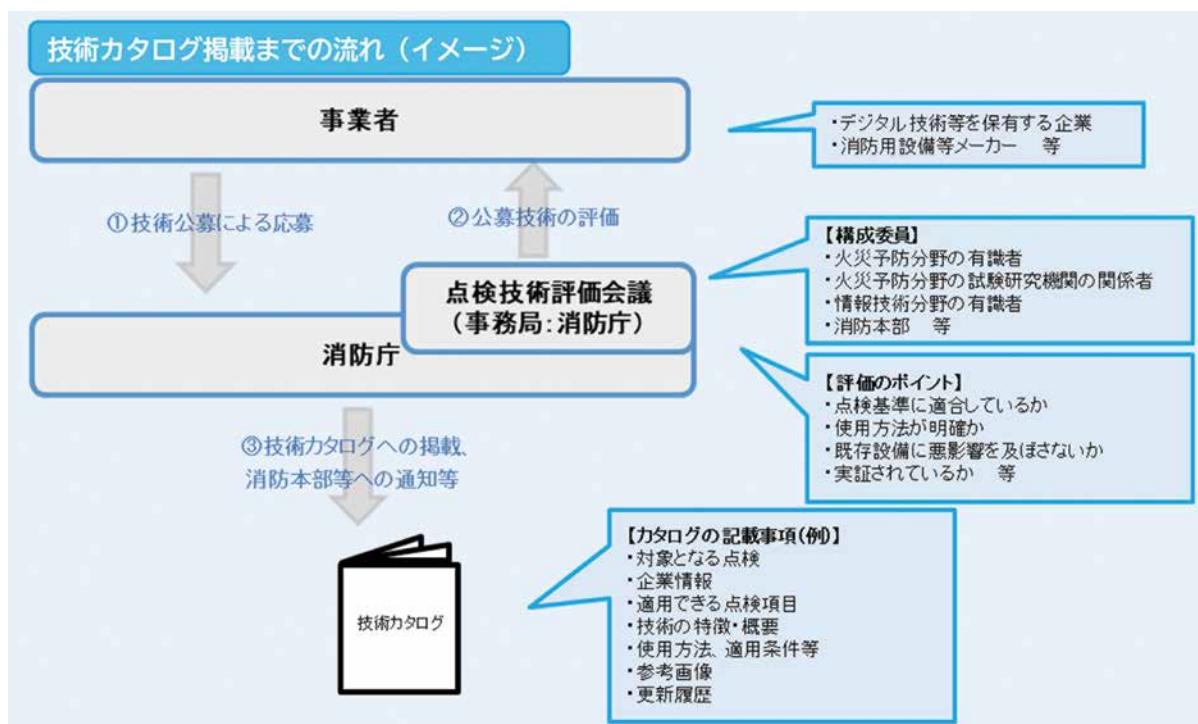
消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3

の規定による消防用設備等の点検、同法第8条の2の2の規定による防火対象物の点検及び同法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2の規定による防災管理対象物の点検（以下、本特集において「各種点検」という。）については、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、デジタル原則に照らして、可能なものから順次、アナログ規制の点検・見直しを措置することとされた。

## イ 現在の取組

消防庁では、令和5年度から、各種点検に係る新たな技術を取り入れるため、当該技術について公募し、学識経験者等で構成された「火災予防分野における点検技術評価会議」において有効性が認められた技術を「火災予防分野における技術カタログ」（以下、本特集において「技術カタログ」という。）としてとりまとめている（特集7-11図）。

## 特集7-11図 技術カタログ掲載までの流れ（イメージ）



## ウ 期待される効果

技術カタログに掲載した技術は、所定の使用方法や適用条件に適合する場合には、従来の点検方法に代えることができるものである。

技術カタログの活用により、従来の点検方法に代えて新たな点検技術を柔軟に取り入れられるようになるとともに、各種点検の効率化や省人化につながることが期待される。

## エ 今後の取組方針

技術カタログについては、新たな点検技術の開発等に応じ、適宜改定していくこととしている。

### ■(3) 消防団活動におけるデジタル技術の活用促進

#### ア 背景

近年、災害が激甚化・頻発化する中、消防団活動においては火災のみならず、様々な災害への対応能力の向上が不可欠であるが、消防団員数が減少傾向にある中で、消防団員一人ひとりの負担は増加しつつある。こうした中、消防庁では、消防団員の活動環境の向上、災害対応時の安全確保などを図るために、消防団DXを推進していくこととしている。

消防団の地域密着性という特性を踏まえ、情報収集能力の向上が求められており、災害時等にいち早く安全に現場の状況を把握するために、消防団におけるドローンの配備や消防団員のドローン操縦技術の習得、消防団員の出動連絡や被災状況の迅速な情報共有を可能とするアプリケーション（以下、本特集において「消防団アプリ」という。）の導入などを促進することが必要である。

#### イ 現在の取組

消防庁では、消防団へのドローンを含む救助用資機材等の整備を促進するため、消防団設備整備費補助金により支援を行っているが、同補助金の対象に令和7年度からドローンと一体的に整備する「タブレット端末」を追加し、消防団の災害対応能力の高度化を図っている。

また、消防団員がドローンの操縦技術を習得し、実際の消防団活動においてドローンを活用できるよう、令和5年度から、消防学校に講師を派遣し、消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を基にした災害対応講習を実施している。令和6年度は16県で約400人の消防団

員が講習を受講した。

加えて、社会環境の変化に対応した消防団運営の普及促進のため、地方公共団体の先進的な取組を支援する「消防団の力向上モデル事業」においても、ドローンの操縦技術を習得する取組や消防団アプリの導入など、デジタル技術を活用した地方公共団体の取組を支援している。なお、令和6年度は12団体が本事業を活用してドローン操縦講習等を実施した（**特集7-12図**）。令和7年度も、消防団DXの推進に関する地方公共団体の先進的な取組を支援している。

#### 特集7-12図 ドローンを用いた災害対応講習の様子



#### ウ 期待される効果

消防団活動においてドローンを活用することで、広範囲にわたる火災や土砂災害、遭難者の捜索等の際に、消防団員の安全を確保しながら、上空から被害状況等を早期に把握し、当該状況を踏まえて的確に消火・救助等の活動を行うことが可能となる。

さらに、ドローンの配備だけでなく、操縦技術の習得や映像情報を基にした災害対応の講習も併せて実施することで、消防団活動を安全かつ円滑に進め、災害対応能力の向上を図ることが期待される。

なお、消防団におけるドローンの活用は、若年層の消防団に対する関心を醸成し、入団促進につながることから、団員確保にも資すると考えられる。

また、消防団アプリを活用することで、出動状況の迅速な把握など消防団活動の効率化にもつながる。

## エ 今後の取組方針

災害時という非常時においてドローンを安全に飛

行させるためには、消防団員がドローンを正確に操縦できる技術を習得することが不可欠である。このため、引き続き、消防学校等においてドローンの操縦講習を実施していく。

また、「消防団の力向上モデル事業」を活用したドローン操縦講習や消防団アプリの導入等のモデル事例を全国に横展開することで、更なる消防団DXの推進を図ることとしている。

#### ■(4) DXアドバイザーの派遣

##### ア 背景

政府は令和2年に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の方針」において、デジタル社会の目指すビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことにより「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

消防分野については「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において「デジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化のため（略）消防・防災DX、防災科学技術の開発・導入等を進める」とこととされ、「国土強靭化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）においても「デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、我が国・地域が直面する災害への対応力を強化する（略）」こととされており、消防分野におけるDXの更なる推進が求められているところである。

デジタル技術の活用は、消防活動の効率化・高度化や、災害現場等の安全管理に効果的であるとともに、諸手続を行う事業者等の利便性の向上に資するものであり、これまで消防庁・各消防本部においてDXの取組を推進してきたが、今後も、規模の大小にかかわらず全国の消防本部において取組を進めていくことが重要である。

##### イ 現在の取組

こうした状況を踏まえ、総務省と地方公共団体金融機構が共同で実施している「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、消防分野のDXに知見を有する人材をアドバイザーとして

登録するとともに、消防DXに取り組む消防本部等にアドバイザーを派遣する支援を令和6年10月から実施している。

アドバイザー派遣を希望する消防本部は、それが抱えるDXに関する課題と登録アドバイザーの取組分野を勘案し、派遣を希望する旨を直接アドバイザーへ打診することとしており、令和6年度以降、各地の消防本部がアドバイザー派遣制度を活用している。これまでに消防本部に派遣されたアドバイザーは、通信指令分野における高機能消防指令センターの新設等に伴うシステム構成などへの助言、救急分野及び予防分野における事務効率化に向けた電子化やシステム導入に関する助言を行っており、各消防本部がDXを円滑に進めていく上での一助となっている。

##### ウ 期待される効果

各消防本部におけるDX推進が加速し、消防活動の効率化・高度化、安全管理の強化、事業者等の利便性向上が期待される。また、地域の災害対応力の向上や、国土強靭化の実現にも寄与することが見込まれる。

##### エ 今後の取組方針

今後も本制度が積極的に活用されるよう、引き続き消防庁から全国の消防本部等に対し制度の周知を行っていく。